

福祉のしあわせ

2023



発行にあたって

「福祉のしおり」は、皆様が、公立学校共済組合北海道支部及び一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の各種事業を有効に活用されますことを願い、毎年配付しております。

身近に置かれ、大いに活用くだされば幸いです。

令和5年6月

公立学校共済組合北海道支部

一般
財團法人 北海道公立学校教職員互助会

教職員になったとき	4
扶養家族ができたとき	6
配偶者（妻又は夫）が、被扶養者に認定されたとき〈国民年金第3号被保険者の資格の取得〉	13
給付金請求にかかる請求権の時効等	15
出産したとき	17
育児休業を取得したとき	22
病気やけがのとき	24
勤務（公務）中又は通勤中に負傷等したとき	35
交通事故等にあったとき	36
病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき	37
介護休暇をとったとき	39
家族看護などのため、欠勤し給料が減額したとき	41
退職者が任意継続組合員になるとき	42
退職したとき	45
年金のしくみ	45
死亡したとき	64
災害にあったとき	67
資金を必要とするとき	70
福利厚生事業	84
相談事業	92
指定宿泊施設利用補助	105
指定宿泊利用補助対象施設一覧	107
公立学校共済組合宿泊施設一覧	131
勤労者財産形成貯蓄	134
個人型確定拠出年金（通称「iDeCo」）	135
公立学校共済組合北海道支部の組織	136

教職員互助会

もくじ

教職員になったとき	4
扶養家族ができたとき・後期高齢者扶養親族について	12
給付金請求にかかる請求権の期限等	16
結婚したとき	16
出産したとき	21
病気やけがのとき	28
子どもが小学校又は中学校に入学したとき	33
35歳・45歳・55歳になったとき	33
50歳になったとき	34
要介護状態3以上の認定を受けたとき	34
病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき	38
介護休暇及び介護時間の承認を受けたとき	40
特別会員になるとき	61
死亡したとき	65
遺児が高等学校等に在学しているとき	66
災害にあったとき	69
資金を必要とするとき	70
福利厚生事業	90
相談事業	94
団体保険等事業	95
教育・文化振興事業	100
退会したとき	101
指定宿泊施設利用補助	103
指定宿泊利用補助対象施設一覧	107
一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の組織	137

◆教職員になったとき

公立学校共済

公立学校や、道教育庁などの職員となったときは、その日から公立学校共済組合の組合員となります。

- ◇ 職員となったときは、組合員資格取得届書など必要書類を提出し、共済組合員証の交付を受けてください。
- ◇ 組合員となった月から次の率を標準報酬月額及び標準期末手当等に乗じて算出した掛金が給与等から控除されます。
 - 1 短期掛金(福祉事業分を含む)48.01／1,000
 - 2 厚生年金保険料91.5／1,000
 - 3 退職等年金掛金7.500／1,000
 - 4 介護掛金（40才以上65才未満）8.00／1,000

教職員互助会

◇ 公立学校等の職員になった方

公立学校共済組合の組合員になった日から、互助会の現職会員の資格を取得します。

※札幌市立高等学校・幼稚園の教職員及び札幌市立学校の事務職員になった方は、札幌市職員福利厚生会、札幌医科大学の職員及び北海道教育庁の職員になった方は、北海道職員互助会に加入されますので、教職員互助会の現職会員になれません。

加入手続

加入申込書の提出は省略しています。

ただし、臨時の任用職員・任期付採用職員・会計年度任用職員(短時間勤務者以外)は加入申込書を提出してください。

◇ **互助会が認めた関係団体の職員及び道立学校非常勤職員になった方**

健康保険の被保険者の資格を得た日から、互助会の現職会員の資格を取得します。

加入手続

加入申込書を提出してください。

◇ **会費**

会員となった月より、毎月の給料から会費が控除されます。

算定方法

(給料の月額(教職調整額を含む) + 扶養手当の月額) × 10 / 1000

※次の場合は、会費の納入が免除となります。

① 育児休業期間

(休業となった日の属する月から休業終了日の翌日の属する月の前月まで)

② 心身の故障による無給休職の期間

(給与の全部が減額になった月から給与が支給された日の属する月の前月まで)

③ 大学院修学休業期間

(②と同じ期間)

④ 給与の全部が減額となる介護休暇の期間

(②と同じ期間)

(注) 自己啓発休業等このほかの事由は、会費の納入の免除になりません。個人で別途納入していただきます。

◆扶養家族ができたとき

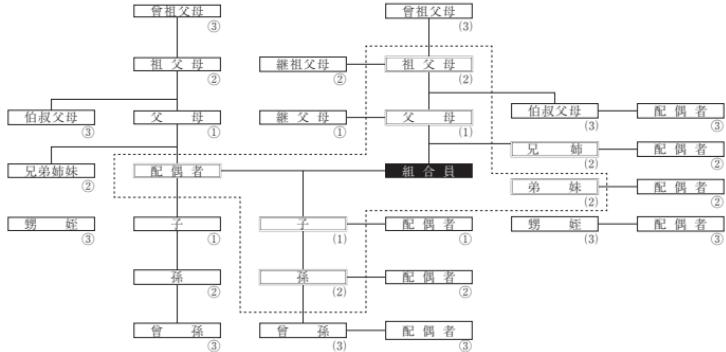
公立学校共済

◇ 新たに被扶養者の要件を満たす者が生じた場合

結婚、出生、退職などの事由によって、組合員の家族を扶養することとなったときは、「被扶養者」認定手続きをすることで、被扶養者証が交付され、医療給付などの各種給付を受けることができます。

手続きの詳細については、当支部ホームページ内の「共済事務の手びき」を確認の上、速やかに書類を提出してください。

◇ 被扶養者として認定できる親族の範囲



- (注) 1. ()内の数字は血族を、○内の数字は姻族の親等を表す。
2. □は同居を認定要件としない親族を、□は同居を認定要件とする親族を表す。
3. □は給与条例上の扶養親族の範囲を表す。

☆☆ 参照条文 ☆☆

法第2条第1項第2号、施行令第3条、運用方針
法第2条関係

認定要件を備えた日から30日以内に申告しなかった場合、認定日は「所属所で書類を受領した日」となり、被扶養者に係る給付もその日からとなります。認定要件を備えた日から認定日前までの期間については、共済組合からの給付は行われず、ご自身で国民健康保険等に別途加入する必要が生じますので、そういった事態を避けるため、手続きは速やかに行ってください。

※添付書類が揃わない等、認定要件を備えた日から30日を超える場合は、あらかじめ共済組合へご相談ください。

◇ **被扶養者の要件**

主として組合員の収入により生計を維持していること、すなわち、その者の生計費の大部分が組合員の収入により支えられていることが必須要件です。そのため、同居であればその世帯の収入の高い者、別居であれば下記の表を満たすものが主たる生計者となります。

(組合員の送金額 + 他の扶養者の送金額 + 被扶養者の収入額) ÷ 3 ≤ 組合員の送金額
(他の扶養者が同居の場合は収入額)

ただし、その者の恒常的な収入が次の金額以上であるときは、被扶養者として認定することはできません。また、その者が他の健康保険制度に加入している場合は、収入の多寡にかかわらず認定できません。

- 収入限度額表 -

区分	収入限度額	
下記以外の者	年額	1,300,000円
	月額	108,334円
	日額	3,612円
①60歳以上の者	年額	1,800,000円
②公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給 要件に該当する程度の障害を有する者（年齢不問）	月額	150,000円
	日額	5,000円

◇ 収入の種類と考え方（主なもの）

1. 給与収入（月額）

- ・給与収入等の額は、基本給・通勤手当等を含む総支給額となります。（手取り収入ではありません。）
- ・雇用契約上、月額が限度額以上となる場合、雇用契約を結んだ日から認定取消となります。ただし、雇用期間が3か月以下である（更新や延長がない）ことが当初から契約で定められている場合は、同様の雇用が繰り返されて年額限度額以上となるまでは認定できます。
- ・雇用契約上、月額が限度額未満であっても、実際の支給月額が4か月以上連續して限度額を超過した場合は、4か月目の初日で直近1年間の収入が130万円以上になった場合は、その収入を得た日で認定取消となります。

2. 雇用保険（日額）

- ・雇用保険法に基づく失業等給付を受給する場合、基本手当日額が日額限度額以上の場合は、給付日数にかかるわらず、認定できません。

3. 年金収入（年額）

- ・年金決定、年金額の改定等により年額限度額以上となつた場合は、年金決定通知書又は改定通知書を受領した日（年金額を知り得た日）で認定取消となります。

- ・年金収入は年額で判断しますが、年金以外に収入がある場合は、年金額を月額及び日額に換算し、他の収入に加算します。月額の場合は年金額を12（月）で除し、日額の場合は月額をさらに30（日）で除して計算します。

4. その他の収入

- ・個人事業主等、事業を経営しており、月額による収入を判断することが難しい場合は、確定申告で年間収入を判断します。その場合、総収入金額から必要経費を控除した額を「収入」とみなします。ただし、「必要経費」については所得税法上のものと取扱いが異なりますので、当支部ホームページ内の「共済事務の手びき」をご確認ください。
- ・退職金等の一時的な収入は、恒常的な収入とはみなしません。
- ・株等の売買については、売却価格から取得価格を引いた差益を収入とします。ただし、保有するすべての株を売却した取引については、恒常的な収入とはみなしません。

（一時的に保有するすべての株を売却した場合を除く。）

株等の売買による収入が年額限度額以上となり、確定申告時に株等を所有している場合は確定申告を行った日で認定取消となります。

- ・日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金及び司法修習生の修習資金の貸与は、支給要件に生活補助的な面がありますので、月額収入として判断します。

◇ 被扶養者の要件を欠くに至った場合

就職、収入超過、扶養替え、死亡等により被扶養者の要件を欠くこととなったときは、被扶養者取消手続きを行い、被扶養者証を共済組合に返納してください。

資格喪失後に被扶養者証を使用して医療機関等を受診した場合、資格喪失日以降の医療費は全額自己負担となり、

その費用の返還については組合員本人が責任を負うこととなりますので、手続きは速やかに行ってください。

取消手続きが必要な主な場合
就職等により他の健康保険（国民健康保険を除く）に加入（収入多寡に限らず取消）
試用期間やアルバイト等で雇用契約時より、月額限度額以上の収入があることが分かっている場合
アルバイト等の収入月額が雇用契約上は月額限度額未満であるが、4ヶ月連続して月額限度額以上支給された場合
直近（常に12か月連続で）で年間の給与等が年額限度額以上となった場合
年金の受給開始又は年金額改定により年額限度額以上となることが見込まれた場合
雇用保険法に基づく失業等給付の基本手当額が日額限度額以上の給付を受給した場合
確定申告により年額限度額以上となった場合（個人事業主などで必要経費などによって月額収入を判断することが難しい方）
人事異動等で被扶養者と別居したことに伴い、送金をしない、もしくは送金額が条件に満たなくなり、主たる生計維持者ではなくなった場合
後期高齢者医療保険制度に加入した場合（組合員が後期高齢者医療保険制度に加入した場合も被扶養者は取消となります）
※75歳以上（65歳以上75歳未満で、ある一定の障害程度があるものを含む）は後期高齢者医療制度に強制加入することとなりますので、被扶養者として認定できません。

※ 4か月連続で月額限度額以上となり被扶養者を取り消した場合は、4か月連続で月額限度額を下回った場合に再認定となります。ただし、直近12か月の収入が年額限度額以上のときは、直近12か月の所得が年額限度額未満となるまで認定できません。（その場合の再認定日は、年額限度額未満となった給料支給日）

◇ 被扶養者収入の年額限度額について

給与等（通勤手当等の各種手当を含む）の年間収入が130万円以上となった場合、被扶養者取消となります。

年間限度額の考え方については以下の表を参考にしてください。

年	月	給与等	過去1年間給与等合計額
1 年 目	4月	60,000円	60,000円
	5月	110,000円	170,000円
	6月	90,000円	260,000円
	7月	80,000円	340,000円
	8月	90,000円	430,000円
	9月	100,000円	530,000円
	10月	90,000円	620,000円
	11月	130,000円	750,000円
	12月	150,000円	900,000円
	1月	140,000円	1,040,000円
	2月	80,000円	1,120,000円
	3月	100,000円	1,220,000円
2 年 目	4月	130,000円	1,290,000円
	5月	130,000円	1,310,000円
	6月	90,000円	1,310,000円
	7月	80,000円	1,310,000円
	8月	90,000円	1,310,000円
	9月	90,000円	1,300,000円
	10月	90,000円	1,300,000円
	11月	120,000円	1,290,000円
	12月	140,000円	1,280,000円

1年目の4月からアルバイトを開始

被扶養者の取消

2年目の5月から過去1年間の（1年目6月～2年目5月）給与等の合計額が130万円を超過しているため、2年目5月の給与支給日をもって被扶養者取消となります。

被扶養者の認定

2年目11月から過去1年間の（1年目12月～2年目11月）給与等の合計額が130万円を下回ったため、2年目11月の給与支給日をもって被扶養者認定となります。

- 健康保険証（社会保険など）が交付された場合は、日数・収入に限らず被扶養者取消となります。
- 所得税法上の1月～12までの区切られた期間における給与等の合計ではありません。
- 3か月を超える雇用期間で、当初から108,333円（月額限度額）を超える収入が見込まれる場合は、当初から被扶養者取消となります。
- 108,333円（月額限度額）を4か月連続して超過した場合は、4か月目の初日をもって被扶養者取消となります。

教職員互助会

◇ 公立学校共済組合員である現職会員の場合

公立学校共済組合北海道支部が認定した被扶養者のすべてを、互助会の被扶養者とします。

手続は、特に必要ありません。

◇ 互助会が認めた関係団体に勤務する現職会員及び道立学校非常勤職員である現職会員の場合

扶養する家族ができたときは、「被扶養者認定・取消申告書」に当該関係団体の職員として受けている健康保険の被保険者証等の写しを添えて互助会に提出してください。

※被扶養者の要件を欠いた場合も同様に手続してください。

※被扶養者の認定を受けていない家族は、給付等の対象にななりません。

◇ 後期高齢者扶養親族について

現職会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢者医療制度の加入者（以下「後期高齢者扶養親族」といいます。）は、互助会に「後期高齢者扶養親族に係る認定（取消）申告書」を届出することで、給付等の対象者となります。

◆配偶者（妻又は夫）が、被扶養者に認定されたとき〈国民年金第3号被保険者の資格の取得〉

公立学校共済

- ◇ 組合員の被扶養者に認定された被扶養配偶者は、「国民年金第3号被保険者」となります

昭和61年4月1日に国民年金法が改正され、65歳未満の組合員（任意継続組合員を除く）に被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の配偶者は、「国民年金第3号被保険者」となることが定められました。

- ◇ 国民年金第3号被保険者に係る届出代行事務

国民年金第3号被保険者に係る届出については、平成13年度までは第3号被保険者が住所地の各市区町村に届出をすることになっていましたが、平成14年度からは公立学校共済組合に届出をし、共済組合から日本年金機構の年金事務所へ提出することになりました（P13～P14参照）。

ただし、令和4年10月1日施行の非常勤職員等への地共法の適用拡大により新設された短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号被保険者関係届については、共済組合から日本年金機構への届出代行の対象ではありません。短期組合員の国民年金第3号被保険者関係届については、必ず適用事業所（教育局、教育委員会等）へ提出してください。適用事業所から直接日本年金機構へ提出されます。

◇ 届出代行事務の範囲について（共済組合に届出を要するとき）

次の場合、「届書」と共済組合の手続き書類を併せて提出してください。

届出	公立学校共済組合に届出を要するとき
国民年金第3号被保険者関係届 (該当)	<ul style="list-style-type: none">・20歳以上60歳未満の被扶養者を扶養認定するとき・20歳未満の被扶養配偶者が20歳に達したとき・組合員種別が短期組合員から一般組合員に変更となったとき
国民年金第3号被保険者関係届 (非該当)	<ul style="list-style-type: none">・20歳以上60歳未満の被扶養者を扶養取消するとき (就職等による健康保険加入を理由に取り消す場合を除く)
国民年金第3号被保険者関係届 (海外特例要件該当)	<ul style="list-style-type: none">・日本国内に生活の基礎があるが、外国に赴任する組合員に同行する等で、一時的に海外で生活するとき <p>※令和2年4月1日以降に国外転出している期間がある第3号被保険者について、届け出がされないと国民年金第3号被保険者資格を喪失します。さかのぼっての提出も可能ですが提出漏れのないようご留意ください。</p>
国民年金第3号被保険者関係届 (海外特例要件非該当)	<ul style="list-style-type: none">・海外特例要件に該当していた者が、日本国内に帰国し生活をするとき
国民年金第3号被保険者住所変更届	<ul style="list-style-type: none">・年金機構においてマイナンバーの登録のない者が住所変更したとき・年金機構の登録住所を居住所とするとき（居住所から居住所への変更を含む）・年金機構の登録住所を居住所から住民票上の住所に変更するとき・年金機構からの通知が届かないとき

届出方法及び届出用紙については、当支部ホームページ内の「共済事務の手びき」をご覧ください。

◆給付金請求にかかる請求権の時効等

公立学校共済

◇ 請求権の時効

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**2年以内**に請求しなければ請求権がなくなりますので、ご注意ください。

給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁
出産費	17	療養費	27	休業手当金	41
家族出産費	17	家族療養費	27	埋葬料	64
出産手当金	20	傷病手当金	37	家族埋葬料	64
育児休業手当金	22	介護休業手当金	39	災害見舞金	67

※長期給付（年金）を受ける権利は、その給付事由が生じた日から5年間請求を行わなかったとき、時効によって消滅します。（法第144条の23）掲載頁〔P45～P60〕

年金である給付を受ける権利の消滅期間

- ・基本権（年金を受ける権利）

法律上決定の請求をすることとなった日の翌日が起算日となります。

- ・支分権（各支給期に実際に年金を受ける権利）

支給すべき期間の翌日の初日が起算日となります。

(注) 年金の決定がされた後の基本権は、時効により消滅しないものとして取扱います。

教職員互助会

◇ 請求の期限

事実発生日から**3年以内**に請求してください。

◇ 給付金請求の締切と送金日

毎月10日（土・日・休日の場合は前日）までに受け付けたものを、翌月10日（土・日・休日の場合は翌日）に送金します。

◇ 給付金等一覧

給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁
結婚祝金	16	入学祝金	33	弔慰金	65
出産給付金	21	リフレッシュ支援金	33	遺児等給付金	66
次世代育成補助金	21	永年勤続祝金	34	災害見舞金	69
入院見舞金	28	介護給付金	34	人間ドック補助金	91
べき地医療交通費補助金	29	傷病給付金	38	積立還付金	101
障害見舞金	32	介護休業補助金	40	セカンドライフ支援金	102

※各給付金の内容や請求に際してご不明な点は、例規集又は互助会のホームページの給付事業をご覧ください。

◆結婚したとき

教職員互助会

◇ 結婚祝金

現職会員が結婚したとき、6万円の給付が受けられます。

提出書類：結婚祝金請求書

市区町村長の証明を受けて提出（戸籍謄本を添付する場合は省略できます。）

事実上の婚姻関係の場合は、所属所互助会責任者等のその旨の証明書及び続柄の記載により、

同一世帯で、事実上の婚姻関係であることが確認できる住民票

※公立学校共済組合の「結婚手当金」は平成26年度末で廃止しました。

◆出産したとき

公立学校共済

組合員又は被扶養者である家族が出産したときは、次の給付が受けられます。(令和5年4月1日分娩からの金額)

- ◇ 出 産 費 (家族出産費) ……488,000円
- ◇ 同附加金……50,000円

- (注) ① 出産とは、妊娠4月目に入った(85日以降)胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩(流産・早産・死産等)の別なく対象となります。流産・死産にあたっては胎児の生存が84日を経過している場合となり、母体保護法に基づく人工妊娠中絶をした場合も、妊娠4か月(85日)以上であれば支給されます。
- ② 双生児以上を出産した場合は、その産児ごとに1回の出産があったものとして支給されます。
- ③ 1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産した場合にも、出産費が支給されます。ただし、退職後他の組合の組合員等になった場合、又は家族出産費を受給した場合は、支給されません。

④ 産科医療補償制度に加入する医療機関にて出産した場合は、出産費（家族出産費）に12,000円が加算されます。

※出産に伴い、新生児が被扶養者として認定され、かつ、所得超過等の理由で乳幼児等（子ども）医療費助成非該当となったときは、「公費負担医療対象者（該当・非該当）報告書」を当支部まで提出してください。（詳しくはP26をご覧ください。）

○ 出産に係る給付金の請求方法については、医療機関への出産費用の支払方法によって異なります。医療機関への出産費用の支払方法は、次のいずれかを選択することとなりますので、選択した支払方法が該当する請求方法により手続きしてください。

- 1 医療機関へ出産費用を**直接支払制度**を利用して支払う。
- 2 医療機関へ出産費用を**受取代理制度**を利用して支払う。
- 3 医療機関へ出産費用を**いずれの制度も利用しないで、全額支払う。**

1 医療機関へ出産費用を直接支払制度を利用して支払った場合

(1) 出産費・家族出産費の医療機関等への直接支払制度について

組合員と医療機関等との間で、出産費等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結して、法定給付である出産費等の金額（注）を上限として、医療機関等が組合員に代わって出産費等の支給申請及び受取を支払機関を通じて共済組合に請求します。

注～出産費等の金額は産科医療補償制度対象の分娩の

場合は50万円、同制度対象外の分娩の場合は48万8千円となります。

(2) 直接支払制度の利用方法について

各医療機関にて組合員証を提示して直接支払制度を利用する旨の書面（合意文書）を作成します。この合意文書は2通作成して、被保険者・医療機関がそれぞれ保管します。

*合意文書の様式は各医療機関にありますので、医療機関窓口へお問い合わせください。

(3) 直接支払制度を利用した場合の出産費等について

- ① 出産費用のうち、出産費等の金額を超えた金額を窓口負担します。出産費用が出産費等の金額以内であれば窓口負担はありません。
- ② 支払機関を通じて出産月の約2～3か月後に出産費用が医療機関より請求されるので、請求額等を確認後、共済組合が医療機関へ出産費用を支払います。
- ③ 出産月の約2～3か月後に附加給付（5万円）及び出産費用が出産費等の金額に達しなかった場合はその差額を組合員へ給付します。（後日、共済組合より手続きに関する案内を送付します。）

2 医療機関へ出産費用を受取代理制度を利用して支払った場合

利用した場合の手続き等については当支部へご連絡ください。

3 医療機関へ出産費用を直接支払制度・受取代理制度を利用しないで、全額支払った場合

(1) 提出書類

- ・出産費家族出産費・同附加金請求書（別紙様式第2号）

- ・出産費支払時の領収証（明細書）の写し
 - ・直接支払制度の合意文書の写し
- *直接支払制度の合意文書は、同制度を利用しない場合
も「同制度を利用しない」という合意文書を医療機関
にて作成します。

◇ 出産手当金

組合員が出産により勤務出来なくなつたため、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日以内において、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。（一般的には、産前産後休暇として給料が全額支給されるため対象外）

給付額は、1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の平均額×1／22×2／3です。

提出書類……出産手当金請求書、退職後については本人の無職である旨の申立書、勤務しなかつた期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書

◇ 産前産後休業掛金等免除

産前産後休業期間中の掛金は、組合員が申し出をすることにより出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの期間中、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除となります。

産前産後休暇取得時と出産後に申出書および必要書類を提出してください。

引き続き育児休業を取得する場合、P23の育児休業等掛金免除も参照ください。

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

教職員互助会

◇ 出産給付金

現職会員又はその被扶養者である配偶者が出産したとき、生まれた子1人につき6万円の給付が受けられます。

※出産とは、妊娠4月目に入った日（85日）以降における胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩（流産・早産・死産）が対象となります。流産・死産にあたっては胎児の生存が84日を経過している場合となり、母体保護法に基づく人工妊娠中絶をした場合も、妊娠4月（85日）以上であれば給付対象となります。

(注) 次の場合は給付の対象となりません。

- ① 退会後に出産したとき。
- ② 被扶養者でない配偶者が出産したとき。
- ③ 配偶者以外の被扶養者が出産したとき。

提出書類：出産給付金請求書

医療機関等の出産証明を受けて提出（出生証明書、母子健康手帳（市区町村長の出生届出済証明欄）又は死産証書の写し等を添付する場合は省略できます。）

◇ 次世代育成補助金

現職会員が、子（乳児）の育児を行ったとき、子が満1歳に達するまでの間、月額1万円の給付が受けられます。

(注) ① 育児休業に関係なく、また養子についても対象となります。

② 夫婦共に会員の場合は女性会員が請求してください。

提出書類：次世代育成補助金請求書

被扶養者でない子（現職会員が出産した子を除く。）については戸籍謄本等

◆育児休業を取得したとき

公立学校共済

◇ 育児休業手当金

組合員が育児休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。

給付額は、育児休業開始から休業日数180日目までは1日につき標準報酬月額×1／22×0.67、休業日数181日目以降は1日につき標準報酬月額×1／22×0.5です。（給付上限相当額あり）

給付期間は、当該育児休業をした期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までです。

また、組合員の配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得しており、かつ組合員が当該育児休業を取得した場合は、当該子が1歳2か月に達する日まで最大1年（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。）の給付が受けられます。（パパ・ママ育休プラス制度）

なお、「延長要件」に該当する場合は、最長、当該子が2歳に達するまでの間、延長要件が継続する期間について、さらに、給付が受けられます。

提出書類……育児休業手当金請求（変更請求）書

育児休業承認通知書等の写し等

◇ 育児休業等掛金免除

育児休業期間中の掛金は、組合員が申し出をすることにより育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除となります。

※同一月内に育児休業を開始して終了する場合、取扱いが異なりますのでご留意ください。

申出書に必要書類を添付して提出してください。

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

◇ 標準報酬月額に係る「3歳未満養育特例」

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額は、育児部分休業などでその子を養育する前より下がってしまう場合があります。

この特例は、組合員本人が申し出ることにより、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないよう、年金額を計算する際に3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額ではなく、その子を養育する前の標準報酬月額を適用させる制度です。

また、両親ともに組合員の場合は、要件を満たせば双方に適用されます。

特例の申し出を希望される場合は、申請要件を確認して申出書に必要書類を添付して申請してください。(要件などの詳細は当支部ホームページ「標準報酬制に関する手続き」をご確認下さい。)

◆病気やけがのとき

公立学校共済

- ◇ 共済組合員証を使用して受診したときの自己負担について
組合員の公務外の傷病または被扶養者の傷病に際し、保険医療機関等に組合員証（被扶養者証）を提示して診療を受けたときは、療養に要した費用の**3割**（小学校就学前までは**2割**、70歳以上は**2割**または**3割**）が自己負担となります。
- ◇ 高額療養費と一部負担金払戻金（家族療養費附加金）について

① 高額療養費

自己負担額が次の限度額（所得区分有）を超えたとき、その超えた額を高額療養費といいます。

同一世帯で、同一月に、自己負担額が21,000円以上の療養が複数ある場合は、その額を合算して計算します。

（合算高額療養費）

適用区分	高額療養費ひと月あたりの自己負担限度額
適用区分ア 標準報酬月額が83万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1 %
適用区分イ 標準報酬月額が53万円以上83万円未満	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1 %
適用区分ウ 標準報酬月額が28万円以上53万円未満	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1 %
適用区分エ 標準報酬月額が28万円未満	57,600円
適用区分オ 市町村民税非課税者	35,400円

※70歳以上75歳未満の高額療養費については、限度額が異なります。詳しくは公立学校共済組合北海道支部ホームページをご覧願います。

あらかじめ「限度額適用認定証」を取得し、医療機関等に提示すると高額療養費を窓口で支払う必要がなくなります。限度額適用認定証の交付を希望するときは、所属所を通じて共済組合に申請ください。

(※提出書類:公立学校共済組合限度額適用認定証交付申請書(様式第24号))

なお、限度額適用認定証を使用せずに、窓口で高額療養費を支払った場合、後日、共済組合から支払った高額療養費が自動給付されますので、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の使用の有無に関わらず同額になります。

② 一部負担金払戻金（家族療養費附加金）【自動払い】

同一診療での自己負担額が25,000円（標準報酬月額が53万円以上の者は50,000円）を超えたとき（合算高額療養費が給付される場合は50,000円（標準報酬月額が53万円以上の者は100,000円））、その超えた額を給付します（百円未満切捨て）。

※ 保険外診療分や審査機関での医療費減額分は対象になりませんのでお手持ちの領収証等とは一致しない場合があります。

各給付金は、月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとの保険診療分の自己負担額を対象に算定します。
複数の医療機関で支払った自己負担額や家族分を合計するものではありません。

◇ 組合員及び被扶養者が入院し食事の提供を受けたとき

1 食につき460円（標準負担額）が組合員の自己負担です。この標準負担額については給付の対象にはなりません。また、低所得者世帯（組合員が市町村民税非課税）の場合は、共済組合に申請し、標準負担額の減額を受けることが

できます。

**提出書類（低所得者の場合のみ）：標準負担額減額認定申請書
市町村民税非課税証明書**

◇ **道・市町村から医療助成の適用を受けたとき【要報告】**

組合員または被扶養者が、道・市町村から次の医療助成の適用を受けたとき、また取消しとなったときは、速やかに報告してください。各制度に該当していながら、報告が遅れたために後日給付金を返納するケースもありますのでご注意ください。

- 1 重度心身障がい者医療
- 2 ひとり親等家庭医療
- 3 特定疾患(難病)医療
- 4 乳幼児等(こども)医療〔所得超過等による非該当となったときのみ報告が必要です〕
- 5 後期高齢者医療障害認定(65歳以上75歳未満)

**提出書類：公費負担医療対象者〔該当・非該当〕報告書：様式第16号
受給者証のコピーを添付してください**

これらの制度の該当者に係る医療費は、自治体の助成があるため、共済組合では次の給付調整を行います。

① 高額療養費

- ・公費負担医療受給者証を提示することで、高額療養費を窓口負担する必要はありません。(現物給付)
- ・公費負担医療受給者証を提示せずに高額療養費を負担している場合は、共済組合までご連絡ください。

② 一部負担金払戻金（家族療養費附加金）

自治体の助成と自己負担に応じて調整し、組合員に支払います。

◇ 療養費（家族療養費）

急病等のため保険医療機関等に組合員証を提示できない場合又は組合員証により保険医療機関等から療養の給付等を受けることが困難であると組合が認める次のものについては、組合員からの請求に基づいて後日、法定給付としての療養費、家族療養費及び高額療養費と附加給付としての一部負担金払戻金及び家族療養費附加金が給付されます。

- ① 急病等で組合員証が提示できなかった場合
- ② 保険医療機関が全くない場合
- ③ 移送費
- ④ 医師が治療上固定装具の必要を認めたときの装具（コレセット等）の製作費
- ⑤ 医師が輸血の必要を認めたときの血液代金（生血料）
- ⑥ はり・きゅうの施術料

主治医が当該疾病について、療養の給付を行っても所期の効果が得られなかつたもの、又は過去の治療経過からみても治療効果があらわれていないと判断されるものであつて、はり又はきゅうの施術が必要であることを認め、当該治療を中止して、はり師又はきゅう師の施術を受けることを指示したものに限り給付の対象とするものです。従つて、自己の判断により施術を受けたもの及び医師の治療を受けながら、はり・きゅうを併用している場合は給付の対象となりません。給付の対象となる疾病は、主として「リウマチ」、「神経痛」とし、類症疾患として「頸腕症候群」、「五十肩」、「腰痛症」及び「頸椎捻挫後遺症」等であつて慢性的な疼痛を主症とするものです。

- ⑦ あんま・マッサージの施術料

主治医が当該疾患に対して、医療上あんま又はマッサー

ジが必要であることを認め、あんま・マッサージ施術を受けることに同意したものであり、給付対象症例としては主として麻痺又は関節の障害等です。従って、一時的な疲労や肩こり等は給付の対象となりません。

提出書類……療養費等請求書（「共済事務の手びき」
様式編の別紙様式第3号）
その他必要な添付書類

教職員互助会

◇ 入院見舞金

現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が医療を受けるため又は出産のため、引き続き5日以上入院したとき、入院日数に応じて定額を給付します。

なお、後期高齢者扶養親族の認定を受ける場合は、別途「後期高齢者扶養親族に係る認定（取消）申告書」の届出が必要です。（P12参照）

定額表

入院日数	定額
5～30日	1万円
31～60日	3万円
61日以上	5万円

(注) ① 新生児に出生日から7日以内に疾病が認められ、その治療のために引き続き5日以上入院加療した場合は、給付の対象になりますので、入院の事実に関する証明に代えて、医師の診断書（新生児氏名、傷病名、病状の所見、発病年月日及び入院期間を記載したもの）を添付してください。

② 退院した同じ日に同一又は他の医療機関等に入院した場合は、引き続き入院したものとして入院日数を計算しますので、入院見舞金請求書を1部作成（入院期間については、引き続いた入院期間を記入）し、それぞれ該当する医療機関等の領収書等（入院者氏名、医療機関等の名称及び入院期間を記載したもの（写し可））を添付してください。

③ 介護保険適用の入院（入所）は対象となりません。

提出書類：入院見舞金請求書

入院の事実に関する証明を受けて提出（②の要件を備えた領収書等（写し可）を添付する場合は省略できます。）なお、新生児の入院の場合は、①によってください。

◇ **へき地医療交通費補助金**

離島及び3級以上のへき地学校等に勤務する現職会員又はその同居している被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、医療を受けるため、通院又は入退院する場合において、居宅から医療機関までの交通費等を支出したときは、距離に応じて定額を給付します。

1 給付対象者

これらの学校等に勤務し同じ地域に居住している現職会員等が対象です。なお、夫婦ともこの給付の対象となる現職会員が別居している場合であって、その被扶養者が扶養していない一方の現職会員と同居している場合は給付の対象となります。

2 対象となる医療

医療保険の適用になるもので、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う施術及び歯列の矯

正を含みます。

3 対象となる医療機関の範囲

居宅と同じ管内に所在する医療機関及び次のいずれかにより医療を受ける場合の道内の当該医療機関です。

- (1) 地元（同じ管内）の医師の指示による場合（「専門的な医療が受けられない」「高度な医療設備がない」等の理由による場合に限ります。）

※ 通院等を指示した事由、医療機関名及び指示日が記載された医師の指示書等（有効期間は、指示日から6月間）を添付してください。

- (2) 居宅と同じ市町村内にある最も近いへき地学校から、医療機関の所在する役場又は市役所までの距離が片道160km以内の場合

- (3) 次に掲げる管内については、指定する都市までに所在する医療機関へ通院等する場合

- ア 留萌・宗谷管内 旭川市
イ 根室管内 鈎路市
ウ 日高管内 苦小牧市
エ 檜山管内 函館市

4 定額表

距離 km未満切り捨て	定額 (片道)
31～50km	800円
51～70km	1,100円
71～100km	1,400円
101～140km	1,700円
141km以上	2,000円

※距離は、利用した交通機関にかかわらず、居宅と同じ市町村内にある最も近いへき地学校から医療機関（他市町村にある場合は、当該市町村役場等）までの道路による片道距離とします。

- (注) ① 給付は1人1日1回の通院等に限るものとし、同じ日に複数の医療機関に通院した場合は、最も遠方

の医療機関までの距離とします。

- ② 入退院した日に医療機関に通院した場合は、入退院した医療機関までの距離とします。なお、退院した日に再度入院（転院を含む。）した場合は、給付の対象になりません。
- ③ 要介護者（介護保険法の要支援以上の認定を受けた者）又は心身障害者（障害者基本法第2条に定める者。ただし、乳幼児を除く。）が通院等に付添いを要したときは、要介護者又は心身障害者及び付添者（1人に限る。）に定額を給付します。ただし、付添者は現職会員又はその被扶養者（18歳未満の者は除く。）とし、付添者が同じ日に同じ方向にある医療機関に通院等したときは、当該付添者には給付しません。
- ④ 自家用自動車等（タクシー等営業車を含む。）に家族が複数同乗して通院等又は付添いをした場合は、1名分のみ対象となります。
- ⑤ 受診者又は付添者が定期航海便を利用した場合は、片道1,000円（小学生は500円）（離島間においては、各1／2の額）を定額に加算し給付します。
- ⑥ 定期航海便を利用した場合で、受診者又は付添者が宿泊施設（付添者にあっては受診者と同じ宿泊施設に限る。）に有料で宿泊したときは、1泊につき3,000円（小学生以下は2,000円、乳児は対象外）を定額に加算し給付します。ただし、通院にあっては受診日の前日又は受診日に、入退院にあっては入院日の前日又は退院日に宿泊した場合で、1往復につき2泊を限度として加算（便船の欠航に伴う宿泊は別に加算）します。

- ⑦ 支出した交通費等に相当する額が、他から補償、賠償又は給付等により支払われた場合は、給付の対象となりません。
- ⑧ 医療保険の対象とならない健康診断（相談）、人間ドック、脳ドック、ガン検診、妊産婦検診等は給付の対象となりません。
- ⑨ 通勤途中、勤務先、帰省先又は旅行先等からの通院等は対象となりません。

提出書類：へき地医療交通費補助金請求書

医療機関の証明を受けて提出（受診者氏名、医療機関等の名称、受診日が記載された領収書等を添付する場合は省略できます。※調剤薬局の領収書等は対象となりません。）

⑥の場合は、宿泊施設の領収書（宿泊者氏名、宿泊日が記載されているもの）・欠航証明書

◇ 障害見舞金

現職会員が身体障害者手帳の交付を受けたとき、給付が受けられます。

1 給付額は、障害の程度に応じた次の額

1級	70万円	2級	60万円	3級	50万円
4級	40万円	5級	30万円	6級	20万円

2 障害の程度が増進したときは、増進後の障害の額から以前の障害の額を差し引いた額

提出書類：障害見舞金請求書

身体障害者手帳の写し（氏名・障害名・級別・交付年月日が表示されている部分及び備考欄全部）

◆子どもが小学校又は中学校に入学したとき

教職員互助会

◇ 入学祝金

現職会員の被扶養者が、小学校又は中学校に入学したとき、次の給付が受けられます。

- ・ 小学校に入学したとき 1人につき 2万円
- ・ 中学校に入学したとき 1人につき 1万円

提出書類：入学祝金請求書

◆35歳・45歳・55歳になったとき

教職員互助会

◇ リフレッシュ支援金

現職会員が次の年齢に該当したとき、1万5千円の給付が受けられます。

- 1 35歳になったとき。
- 2 45歳になったとき。
- 3 55歳になったとき。

提出書類：リフレッシュ支援金請求書

※ 事実発生日後に提出してください。

※ 平成30年4月1日以降に35歳、45歳、55歳の誕生日を迎えた方が対象です。

◆50歳になったとき

教職員互助会

◇ 永年勤続祝金

現職会員が次のいずれかに該当したとき、3万円の給付が受けられます。ただし、在会年数5年未満の者は除きます。

1 50歳になったとき。

2 1に該当しない者が、50歳以上で退会したとき。

提出書類：永年勤続祝金請求書

※ 一度給付を受け退会した者又は期限内に請求を行わなかった者が、人事異動等により再び現職会員となったときは、給付の対象となりません。

◆要介護状態 3 以上の認定を受けたとき

教職員互助会

◇ 介護給付金

現職会員又はその被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)が、介護保険法に基づく要介護状態3以上の認定を受けたとき、給付が受けられます。

給付額は、1日につき	要介護3	300円
	要介護4	400円
	要介護5	500円

提出書類：介護給付金請求書

介護保険被保険者証の写し
※入院見舞金の給付にかかわらず給付します。

◆勤務（公務）中又は通勤中に負傷等したとき

公立学校共済

勤務（公務）中に生じたケガや通勤中の転倒や交通事故により負傷した場合は、共済組合員証を使用しての診療は受けられませんので、その旨医療機関等に申出て、治療を受けてください。また、公務上の傷病は、地方公務員災害補償基金から補償されますので、地方公務員災害補償基金に照会の上、公務災害・通勤災害の認定申請を行ってください。

※ 公務災害（通勤災害）の認定申請については、本人の請求行為に基づくものですが、認定対象の傷病でありながら軽微等の理由により認定申請を行わず共済組合員証を使用して治療を受けた医療費および給付金は返納していただくこととなります。（全額自己負担となります。）

なお、やむを得ず、共済組合員証を使用した場合は、速やかに「公務傷病災害発生報告書」（別紙様式第18号）を提出してください。

◆交通事故等にあったとき

公立学校共済

組合員または被扶養者が、交通事故等の第三者加害行為にあったときは、どんなに小さなけが等であっても必ず次のことを心がけ、当支部までご連絡ください。

- ① 相手方（加害者）の氏名・年齢・住所はもちろん、相手方と最寄りの警察署に連絡し、警察官の立会いのもとで、正確に事故状況等を確認します。

また、交通事故（自転車事故含む）の場合は、相手方の運転免許証、車検証等で、運転者の氏名・年齢・住所、車の登録ナンバーおよび使用者の会社名・氏名・年齢・住所・所在地等を確認します。

- ② 事故状況等を所属所長に報告し、組合員証を使用して医療機関を受診した場合、次の書類を提出してください。

ア．交通事故（自損事故含む）の場合

「事故報告書」（別紙様式第17号）および「事故の状況（交通事故のとき）」（別紙様式第17号の2）

イ．交通事故以外の第三者加害行為の場合

「事故報告書」（別紙様式第17号）および「事故の状況（交通事故以外のとき）」（別紙様式第17号の3）

- ③ 組合員証を使用した場合、不用意な示談により、共済組合が医療機関等に立て替えた療養費（本人等が窓口で支払った負担分以外）を加害者へ請求できなくなり、自己負担が生じる恐れがありますので、示談をする際は、事前に当支部までご連絡ください。

- ④ 第三者加害行為による傷病の療養費等については、民法

および自動車損害賠償保障法の規定により加害者が負担することとなります。

◆病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき

公立学校共済

組合員が公務外の傷病により勤務することが出来なくなつたため、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。

◇ **傷病手当金**……給付額は、1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の平均額×1／22×2／3です。ただし、報酬や各種年金を受ける場合は、傷病手当金の調整を行います。給付期間は、最長1年6か月（結核性疾患は3年）です。

◇ **傷病手当金附加金**……在職中で傷病手当金の給付期間が満了した翌日以降も引き続き勤務することが出来ないとき、傷病手当金と同じ条件で給付が受けられます。給付期間は、最長6か月です。

提出書類……傷病手当金・傷病手当金附加金請求書
療養に関する報告書（初回の請求のみ）
無職の申立書（退職後のみ）
報酬支給額証明書（在職中のみ） 等

傷病手当金は、休職の状況等、個人ごとに取り扱いが大きく異なりますので、詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

教職員互助会

◇ 傷病給付金

健康保険の被保険者である現職会員（共済組合員である現職会員は対象外です。）が、健康保険から傷病手当金を支給されたとき又は傷病手当金の支給が終わった場合において、当該傷病により引き続き長期療養のため休職しているとき、給付が受けられます。

給付額は、地方公務員等共済組合法に定める傷病手当金の例により算定した額です。ただし、健康保険から傷病手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額です。

提出書類：傷病給付金請求書

健康保険の傷病手当金支給申請書の「労務に服することができなかった期間を含む賃金計算の勤務状況及び賃金支払状況等」のページの写し及び同手当金の支払通知書の写し。

障害厚生年金又は障害手当金を受給している場合は、その額を証明する書類、休職者の給与支給等に関する報告書（初回請求時のみ。）

◆介護休暇をとったとき

公立学校共済

◇ 介護休業手当金

組合員が、次の家族を介護するため、介護休暇の承認（任命権者またはその委任を受けた者の承認）を受け、給料の全部又は一部が支給されないときに、給付が受けられます。

給付額は、1日につき標準報酬月額×1／22×0.67です。
(給付上限相当額あり)

給付期間は、介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間です。

〈要介護家族〉

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるので、次の者

- ・配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ・父母
- ・子
- ・配偶者の父母
- ・祖父母
- ・孫
- ・兄弟姉妹

- | | | |
|-------------|---|-----------------|
| ・父母の配偶者 | } | 組合員と同居
している者 |
| ・配偶者の父母の配偶者 | | |
| ・子の配偶者 | | |
| ・配偶者の子 | | |

提出書類：介護休業手当金請求書

給料の減額通知書の写し

給与（報酬）支給明細書の写し

出勤簿及び介護休暇処理簿の写し

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

◆介護休暇及び介護時間の承認を受けたとき

教職員互助会

◇ 介護休業補助金

現職会員が介護休暇及び介護時間の承認を受け、給料の全部又は一部が支給されないとき、給付が受けられます。

給付額は、減額された給料の100分の60に相当する額です。ただし、公立学校共済組合等から介護休業手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額になります。

提出書類：介護休業補助金請求書

給与の減額に関する通知書の写し

出勤簿及び介護休暇等処理簿又は介護時間処理簿等の写し

公立学校共済組合等から発行される給付決定通知書等の写し

◆家族看護などのため、欠勤し 給料が減額したとき

公立学校共済

◇ 休業手当金

組合員が次に掲げる事由によって欠勤したとき（給与条例に基づいて給料が支給されないとき）は、次に掲げる期間を限度に給付が受けられます。

給付額は、1日につき標準報酬月額×1／22×0.5です。

- ア 被扶養者の病気又は負傷……欠勤した期間
 - イ 組合員の配偶者の出産………14日以内
 - ウ 公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害……………5日以内
 - エ 組合員の婚姻、配偶者の死亡、又は二親等内の血族、一親等の姻族で、主として組合員の収入により生計を維持する者、若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭……………7日以内
 - オ 被扶養者ではない配偶者又は一親等の親族（子の配偶者を除く）の病気又は負傷……………14日間以内
 - カ 組合員が通信教育の面接授業に出席………通信教育の面接授業に要する期間
- (注) 大学院修学休業者については、休業手当金の給付は適用されません。
- 提出書類………休業手当金請求書

給料の減額通知書の写し

出勤簿及び休暇処理簿の写し

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

◆退職者が任意継続組合員になるとき

公立学校共済

公立学校共済組合員が退職したとき、任意継続組合員となることの申出をしていただくと、退職の翌日から引き続きその被扶養者を含め在職中と同様の短期給付（休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く。）の受給と福祉事業を利用することができます。

◇ 任意継続組合員になるには

- ① 退職した日の前日までに引き続き、1年以上共済組合員であること（1年と1日以上組合員であること）が必要です。
- ② 退職した日から起算して20日以内に（3月31日付け退職の場合は、4月19日まで）に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経由して共済組合に提出していただきます（共済組合必着）。
- ③ 任意継続掛金を共済組合に納入していただきます。
- ④ 掛金の納入確認後、共済組合から、申出書に記載の組合員住所に「公立学校共済組合任意継続組合員証（被扶養者証）」を送付します。

◇ 任意継続組合員の資格には期限があります。

任意継続組合員の資格期間は退職した日の翌日から2年

問です。

◇ 任意継続組合員となった方には

- ① 新たに「公立学校共済組合任意継続組合員証」が交付されます。
- ② 在職中に認定された被扶養者は、被扶養者の要件を欠いていない限り引き続き被扶養者として認定されます。
- ③ 休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除き療養費、家族療養費などの短期給付（附加給付を含む）が在職中と同様に給付されます。
- ④ 共済組合の宿泊施設が在職中と同様に利用できます。

◇ 任意継続組合員の掛金額

- ① 次に掲げる※1に該当する額のうち、低い額に※2の短期掛金率を乗じた額

※1 掛金の基準となる額

ア 退職した月の標準報酬月額

イ 410,000円（全組合員の平均標準報酬額）

※2 短期掛金率

ア 40歳未満または65歳以上の組合員

93.20／1,000

イ 40歳以上65歳未満の組合員

109.20／1,000

- ② 掛金は、資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの分を納入していただきます。最初に払込むべき掛金は、退職した日から20日以内に納入していただきます。
- ③ 掛金の払込み方法には、年払い・半期払い（割引有）、毎月払いがあります。

◇ 任意継続組合員の資格がなくなるとき

任意継続組合員は、再就職して他の医療保険制度の被保険者になったとき、または家族等の被扶養者となるときはその資格を喪失しますので、「任意継続組合員資格喪失申出書」と、交付されていた「任意継続組合員証」等を提出していただきます。また、資格取得から2年を経過して、あるいはその他の理由により資格を喪失した以後は、国民健康保険に加入することになります。

※任意継続組合員が再就職により、再び共済資格を取得するときは、新たに共済組合員となりますので、資格取得の手続きをする必要があります。(任意継続組合員の資格喪失の手続きも必要です)

◆退職したとき

公立学校共済

◇ 組合員証等の返納手続き

組合員が退職等により組合員資格を喪失したときは、「組合員異動報告書」並びに組合員証及び被扶養者証を所属所長を経て提出していただく必要があります。組合員資格喪失後に組合員証等を使用した場合、当共済組合が負担した医療費等を全額返納していただくことになりますので、速やかな手続きのご協力をお願いします。

手続きの詳細については、当支部ホームページ内の「共済事務の手びき」をご確認ください。

◆年金のしくみ

公立学校共済

1 公的年金制度と実施機関

公的年金制度は、**国民年金（1階部分）**と**厚生年金保険（2階部分）**によって構成されています。

◇ 国民年金

国民年金は、全国民に共通の制度で、基礎年金を支給します。被保険者（加入者）は、職種等によって分かれます。

- ・**第1号被保険者**：自営業者など
- ・**第2号被保険者**：被用者（民間会社員や公務員など）
- ・**第3号被保険者**：第2号被保険者の被扶養配偶者

◇ 厚生年金保険の被保険者と実施機関

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

厚生年金保険の被保険者（加入者）は職種により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4つの種別に区分され、種別ごとにそれぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定及び支給します。

被保険者の種別	職種	実施機関
一般	民間会社員	日本年金機構
国共済	国家公務員	国家公務員共済組合他
地共済	地方公務員	地方公務員共済組合（公立学校共済組合等）他
私学共済	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

◇ 公立学校共済組合で決定及び支給する年金

① 厚生年金

公立学校共済組合の組合員期間^{*}は「**地共済厚生年金被保険者**」であった期間となり、この期間に基づき、決定及び支給します。

② 共済年金（経過的職域加算額）

被用者年金一元化前の共済年金に「職域年金部分の額」が加算されていたことの経過措置として、**平成27年9月までの組合員期間^{*}**に基づき、決定及び支給します。

③ 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）

被用者年金一元化後、共済年金の職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたものです。**平成27年10月以後の組合期間^{*}**に基づき、決定及び支給します。

※過去に加入した他の地方公務員共済組合及び国家公務

員共済組合の期間を含みます。

*①～③までの年金を受給するためには、一定の要件を満たしていることが必要です。

*用語説明

被用者年金一元化：平成27年10月から、年金制度の安定性を高めるとともに公平なしくみを確保するため、共済年金制度が厚生年金保険制度に統合されたこと。

2 65歳までの年金のしくみ

- (!) 昭和36年4月2日以後に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域）の支給はありません。ただし、老齢厚生年金の繰上げ請求を行うことにより、60歳から64歳の間に支給を受けることができます。

**退職共済年金
(経過的職域加算額)***

**特別支給の老齢厚生年金
報酬比例部分 加給年金額* 定額部分***

※経過的職域加算額・加給年金額・定額部分は、該当する方のみ対象。

◇ 特別支給の老齢厚生年金の受給要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 支給開始年齢以上であること
- ② 厚生年金被保険者期間が1年以上であること
- ③ 受給資格期間が10年以上*であること

*用語説明

受給資格期間：厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）を合算した期間

※法改正により平成29年8月から「25年以上」が「10年以上」に短縮されました。

[支給開始年齢]

表の年齢から65歳に達するまでの間、支給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

◇ 退職共済年金（経過的職域加算額）

特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月以前の1年以上引き続く組合員期間※を有する方に支給されます。

※平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日を跨いで引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

◇ 障害者・長期加入者の特例

退職している方が以下のいずれかに該当した場合は、年金額の特例が適用され、特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算されます。

- ・障害等級1級～3級までの障害状態にあり、特例の請求を行った場合
- ・国共済及び地共済の厚生年金被保険者期間の合計が44年以上である場合

特例の適用を受ける方が、適用を受ける当時に加給年金額の受給要件を満たす場合には、加給年金額額が加算されます。

◇ 支給の繰上げ

60歳以上の方で、特別支給の老齢厚生年金の受給要件②及び③を満たしている方は、60歳から支給開始年齢又は65歳に達するまでの間に**繰上げ請求**を行うことにより、その請求を行った翌月分から老齢厚生年金の支給を受けることができます。

請求に当たっての留意事項

- ① 年金額は繰り上げた月数1か月当たり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%）が減額され、減額は生涯続きます。
- ② 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）も、同時に繰上げ請求する必要があります（全て減額支給されます）。
- ③ 在職中でも請求できますが、標準報酬月額及び賞与の額に応じて支給額の一部又は全部が停止されます（老齢基礎年金は支給停止されません）。
- ④ この制度を利用すると、事後重症による障害厚生（共済）年金の請求はできません。

3 65歳からの年金のしくみ

退職年金（年金払い退職給付）*
退職共済年金（経過的職域加算額）*

老齢厚生年金
報酬比例部分 経過的加算額* 加給年金額*

老齢基礎年金（日本年金機構から支給）

*年金払い退職給付・経過的職域加算額・経過的加算額・加給年金額は、該当する方のみ対象

◇ 老齢厚生年金の受給要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 65歳以上であること
- ② 厚生年金被保険者期間があること
- ③ 受給資格期間*が10年以上であること

※「特別支給の老齢厚生年金」を参照してください。

(!) 65歳になったときに、老齢厚生年金、老齢基礎年金及び退職年金（年金払い退職給付）の請求手続きが必要です。手続きの詳細は、65歳に達する1～2か月前に当共済組合からお知らせします（※65歳の誕生日を過ぎても請求書類が届かない場合は、ご連絡願います）。

◇ 退職共済年金（経過的職域加算額）

老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月以前の1年以上引き続く組合員期間を有する方に支給されます。

※平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日を跨いで引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

*組合員である間は支給が停止されます。

◇ 退職年金（年金払い退職給付）

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① **65歳以上**であること
- ② **退職**していること
- ③ **平成27年10月以後の1年以上引き続く組合員期間**^{*}を有していること

※平成27年10月以後の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日に引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

*組合員である間は支給が停止されます。

◇ 老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。

*保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。

◇ 加給年金額

厚生年金被保険者期間が**20年以上**である方で、**加給年金額対象者**がいる場合は、**65歳**から老齢厚生年金に加算されます。

※2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金被保険者期間を合算して「20年以上」となるときに、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。

① 加給年金額対象者と加給年金額

年金受給者によって生計を維持されている方で、加給年金額加算開始時期^{*}に、下表に該当する方が対象となります。
※65歳に達したとき、又は障害者・長期加入者の特例の適用を受けることとなったときをいいます。

対象者		加給年金額
配偶者	65歳未満	397,500円
子	<p>① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。</p> <p>② 20歳未満で障害等級1級又は2級の障害の状態にある。</p>	<p>2人目まで 1人につき 228,700円</p> <p>3人目から 1人につき 76,200円</p>

- ① 特別支給の老齢厚生年金の決定時に、加給年金額対象者となる方を申し出いただいている方についても、65歳に達したときに、年金受給者が引き続き加給年金対象者の生計を維持していることを確認します。

*特別支給の老齢厚生年金を決定した後に婚姻するなどして、配偶者や子が加給年金額の対象者となった場合には、65歳に達したときに届出が必要です。

*手続きの詳細は、65歳になる直前に当共済組合からお知らせします。

② 加給年金額の加算の終了

加給年金額対象者が一定の年齢に達したときや、亡くなられた場合など一身上の異動があったときに加給年金額の加算は終了します。

*老齢基礎年金の「振替加算」

加給年金額の対象者である配偶者が65歳に達すると加給年金額は加算されなくなりますが、配偶者がご自身の老齢基礎年金の支給を受ける際に、一定の要件を満たすと**老齢基礎年金に「振替加算」**が加算されることがあります。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

- ・昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が対象です。
- ・老齢厚生年金の受給権者が65歳に達したときに、配偶者が65歳以上である場合は、加給年金額は加算されませんが、振替加算の対象となる場合があります。

◇ 支給の繰下げ

65歳に達したときに老齢厚生年金の請求をせず、66歳以降に**老齢厚生年金の繰下げ**を申し出ることにより、申し出した月の翌月分から**繰り下げた月数1か月当たり0.7%**を増額した年金を受けることができます。ただし、65歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の**支給はありません**（加給年金額も支給されません）。

留意事項

- ① 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降75歳に達するまで、1か月単位で行うことができます。
- ② 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げる必要があります。
- ③ 老齢基礎年金、退職年金（年金払い退職給付）も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はありません。異なる時期に繰り下げる場合は、それぞれに申出が必要です。
- ④ 他の公的年金を受給している場合は繰下げの申出がで

きません（老齢基礎年金、障害基礎年金付加年金及び年金払い退職給付は除きます）。

- （！） 繰下げの申出の手続きの詳細は、65歳になる直前に当共済組合からお知らせします。

4 障害年金のしくみ

障害共済年金（経過的職域加算額）^{*1}

障害厚生年金

報酬比例部分 加給年金額^{*2}

障害基礎年金^{*3}（日本年金機構から支給）

※ 1 経過的職域加算額は、平成27年9月以前の組合員期間に初診日があるときに対象。

※ 2 加給年金額は該当する方のみ対象。

※ 3 障害基礎年金は障害等級1、2級の方が対象。

◇ 障害厚生年金の受給要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 厚生年金被保険者期間に初診日があること
- ② 障害認定日又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること

*用語の説明

初診日：病気にかかり、又は負傷した方が、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

障害認定日：原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日をいいます。

保険料の納付要件：初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要です。

ア 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること

イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（初診日が令和8年3月31日以前であるときに限られます。）

◇ 障害共済年金（経過的職域加算額）

障害厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月以前の組合員期間に初診日がある方に支給されます。

*組合員である間は支給が停止されます。

◇ 障害基礎年金

障害等級が1級又は2級に該当する方は、**障害基礎年金**も併せて受給できます。年金額は1級が972,250円、2級が777,800円です。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

*障害基礎年金の決定・支給は、障害厚生（共済）年金の決定・支給より2か月ほど遅くなります。

◇ 公務障害年金（年金払い退職給付）

平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある方について、**公務による傷病**により障害等級が1級から3級までの状態になったときに、支給されます。

*組合員である間は支給が停止されます。

◇ 加給年金額

障害等級が1級又は2級に該当する方で、**加給年金額対象者**を有する場合に障害厚生年金に加算されます。

年金受給者によって生計を維持されている**65歳未満の配偶者**が対象となります。

加給年金額は228,700円です。

◇ 障害の状態が軽くなったとき

① 障害等級が軽減した場合、障害厚生年金の額が改定（減額）されます。

② 障害基礎年金や加給年金額を受けられている方の障害等級が3級になると、障害基礎年金や加給年金を受けられなくなります。

③ 障害の状態が年金を受けることのできる程度より軽くなった場合は、障害厚生年金は支給停止され、65歳に達した日の前日までの間（62歳以上で軽減した場合は3年以内）にその障害の状態が年金を受けることのできる程度まで増進しなかった場合は、その障害厚生年金の受給権は消滅します。

◇ 障害の状態が重くなったとき

① 障害の程度が増進した場合は、請求により、その障害の程度に応じて年金額が改定（増額）されます。

ただし、障害等級の3級に該当する障害厚生年金の受給者の増進請求は、**65歳に達する日の前日までの間に限られます**。

② 厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病による障害（障害等級の2級に該当する場合、又は、かつて1級もしくは2級に該当していた場合に限ります。）とその後65歳に達する日の前日までの間に生じた傷病による障

害とを合併し、1級又は2級の障害等級に増進するときは、年金額が改定（増額）されます。

5 遺族年金のしくみ

遺族共済年金（経過的職域加算額）*

遺族厚生年金

報酬比例部分 中高齢寡婦加算額*

遺族基礎年金*（日本年金機構から支給）

*経過的職域加算額・中高齢寡婦加算額・遺族基礎年金は該当する方のみ対象

◇ 遺族厚生年金の受給要件

以下のいずれかの要件に該当するときにその**遺族**に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者が亡くなられたとき^{*1}
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当初初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなられたとき^{*1}
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する**障害厚生（共済）年金**等の受給者が、亡くなられたとき
- ④ 受給資格期間が25年以上ある**老齢厚生（退職共済）年金**の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき^{*2}

※1 ①又は②に該当する場合は、亡くなられた方が以下の要件を満たしていることが必要です。

ア 20歳に達した月から死亡日の属する月の前々月ま

での期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること

イ　死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと（死亡日が令和8年3月31日以前のときで、亡くなられた方が65歳未満であった場合に限られます。）

※2 法改正により平成29年8月から、老齢厚生年金の受給資格期間は「25年以上」から「10年以上」に短縮されました。が、遺族厚生年金は、従来通り「25年以上」の受給資格期間が必要です。

◇遺族とは

厚生年金被保険者であった方が亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方を遺族といいます。優先順位1～4までのうち最も順位の高い方に支給されます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫・妻・子	父母	孫	祖父母

*夫及び妻には内縁関係にある方を含みます。又、子には被保険者であった方が亡くなられた当時胎児であった子を含みます。

*夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の亡くなられた当時、55歳以上である方が対象です。又、年金の受給開始は60歳からになります（55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。）

*子及び孫は、被保険者であった方が亡くなられた当時、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ

り、かつ婚姻していないこと

イ 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にあり、かつ
婚姻していないこと

*亡くなられた方と生計をともにしており、かつ恒常的な
収入が年額850万円未満(又は所得が年額655.5万円未満)
の方

◇ 遺族共済年金（経過的職域加算額）

平成27年9月以前の組合員期間を有する方が亡くなられた場合で、遺族厚生年金の受給権を満たすときに、その遺族に支給されます

なお、公務遺族年金（年金払い退職給付）を受給する場合は、支給されません。

◇ 遺族基礎年金

遺族に該当する方が「配偶者であって子と生計を同じくしている方」又は「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。

◇ 公務遺族年金（年金払い退職給付）

平成27年10月以降の組合員期間を有する方が、**公務による傷病**により亡くなられた場合に、その遺族に支給されます。

◇ 中高齢寡婦加算額

遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であるとき、遺族厚生年金に596,300円が加算されます。

*遺族厚生年金の受給要件④に該当するとき

厚生年金被保険者期間が20年未満のときは加算されません。又、2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が亡くなられた場合は、原則として加入期間が最も長い遺族厚生年金に加算されます。

* 遺族基礎年金が支給される間は、中高齢寡婦加算額の支給は停止されます。

◇ 65歳以上の方の遺族厚生年金

65歳以上の遺族厚生年金の受給者の方で老齢（退職）を事由とする年金をお持ちである場合、**老齢（退職）を事由とする年金**を優先して受給することとなるため、遺族厚生年金は老齢（退職）を事由とする年金を上回る差額のみが支給されます。

◇ 30歳未満の妻に対する遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給権を所得した当時、30歳未満である妻が以下に該当したときは、遺族厚生年金の受給権が消滅します。

- ① 夫の死亡時に遺族基礎年金の受給権がない場合で、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したとき
- ② 遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する者について、30歳に達する日より前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、その消滅した日から5年を経過したとき

◆特別会員になるとき

教職員互助会

◇ 特別会員になるには 加入等の資格

特別会員	① 退職時に40歳以上の現職会員 【加入日】退職日の翌日
認定配偶者	② 特別会員となる①の配偶者（年齢、現職会員の被扶養者かどうかは問わない。ただし現職会員を除く） 【加入日】特別会員と同日（退職時の配偶者は特別会員と同時加入） ③ 現職会員が40歳以上で死亡したときに、その被扶養者として本会の認定を受けていた配偶者 【加入日】現職会員死亡日の翌日

加入期間

【加入日】現職会員の退会（退職・死亡）日の翌日

【退会日】加入日から180月（15年）に達した月の末日（自動退会）。ただし、特別会員が死亡したときは退会になります。認定配偶者が死亡、離婚、再婚等したときは退会になります。（認定配偶者は特別会員が死亡後も退会日まで継続加入できます。）

対象事業の選択と加入に必要な費用

下表の1又は2のいずれか希望する事業を選択し、選択した事業に対する拠出金を特別会員及び認定配偶者それぞれにご負担いただきます。なお、上記「加入等の資格」認定配偶者②の対象事業は特別会員が選択した事業と同じです。

また、加入に必要な費用には、退会時の給付金（積立還付金、セカンドライフ支援金）を充当し、不足額を納入いただきます。

対象事業の選択	加入に必要な費用		
1 医療費給付事業及び 生きがい事業	医療費給付事業拠出金	1人	24万円
	生きがい事業拠出金	1人	8万円
	計	1人	32万円
2 生きがい事業のみ	生きがい事業拠出金	1人	8万円

※医療費給付事業のみの選択はできません。

※拠出金は退会時にお返しするものではありません。

また、いかなる理由による中途退会でも返金はできません。

加入方法

退職後2か月以内に「特別会員（配偶者）加入等申込書」を提出してください。この期間を過ぎると特別会員制度に加入できません。ご注意ください。

なお、P61「加入等の資格」認定配偶者②に該当し、退職時に被扶養者の認定を受けていない配偶者は、戸籍謄本又は住民票（続柄の表記のあるもの。）を添付してください。

◇ 生きがい事業

●特別会員支部活動補助

特別会員又は認定配偶者（以下「会員等」といいます。認定配偶者とは、本会の事業の対象者として認定を受けた配偶者をいいます。）が相互の交流・親睦を推進し生きがい意識の高揚を図るため、一定の地域において組織した団体（特別会員支部といいます。組織されていない地域もあります。）に対して、その活動の経費を予算の範囲内で補助します。

加入時に特に申し出がなければ、加入と同時に特別会員支部に所属することになります。

●健康推進

- ・会員等を対象に、レクリエーションを実施します。
- ・大腸がん検査の斡旋、スポーツ観戦、芸術鑑賞等のチケッ

トを割引斡旋、全教互会員証割引事業

●指定宿泊施設利用補助

会員等が指定宿泊施設を利用したとき、それぞれ1人1泊につき2,000円を年度間（4月～翌年3月まで）1人3泊を限度に補助します。

●弔慰金

会員等が死亡したとき、請求により遺族に5,000円を給付します。

●相談事業

会員等を対象に、特別会員事業全般及び健康に関する相談事業を行っています。

●広報誌

特別会員広報誌「かわら版」を定期的に発行し、特別会員事業に関することをお知らせします。

●団体保険等

- ・退職後もマイプラン21及び医療費支援制度(先進医療型)等の保険を継続することができます。
- ・退職者団体傷害保険
- ・退職者団体扱自動車保険

選 択 制

◇ 医療費給付事業

●医療費給付金

給付対象 医療費給付事業を選択した特別会員又は認定配偶者（以下「療養者」といいます。）の療養のため、健康保険制度によって定められた保険診療の自己負担額*を支払ったとき、請求に基づき給付します。給付対象となる受診（外来・入院）は加入期間内に限ります。

※保険診療のはり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧等の治療費、介護保険制度によるもの、入院時の食事療養費等は対象外。

給付額 療養者ごとの1か月間の自己負担額の合計額（請求上限額15,000円～25,000円※1下表参照）から10,000円を控除した額の6割（100円未満切捨て）を給付します。ただし、療養者ごとの同一年度（4月～翌年3月）の受診分に対する給付総額は4～8万円（※1下表参照）が限度となり、限度額に達するとその年度の給付は終了します。

※1 医療費給付額表

年齢 ^(※2)	1か月間の自己負担額（請求上限額）	同一年度受診分給付総額（限度額）
69歳以下	25,000円	80,000円
70歳～74歳	25,000円	60,000円
75歳以上	（ただし、外来は15,000円限度）	40,000円

※2 受診した年度の4月1日における療養者の年齢

◆死亡したとき

公立学校共済

組合員又は被扶養者が公務によらないで死亡したときは、次の給付が受けられます。

なお、社会通念上予想し難い非常災害で死亡したときは、更に弔慰金の給付が受けられます。

◇埋葬料（家族埋葬料）……50,000円

◇同附加金……25,000円

ア 被扶養者がいない組合員が死亡したときは、上記金額の範囲内で埋葬に直接要した費用の実費額が埋葬を行った者に給付されます。

イ 埋葬に直接要した費用の実費額とは、葬儀代、靈柩車代または靈柩車の借料、靈柩運搬料、靈前供物代、僧侶への謝礼、入院患者死亡後自宅までの移送料等であって、その他雜費（食糧費等）は含まれません。

- 提出書類……●埋葬料 家族埋葬料・同附加金請求書
●死体埋火葬許可証の写し
●被扶養者がいない組合員が死亡したときの請求は、その埋葬に要した費用の内訳と領収書（原本）
※内訳及び領収書は後日返却します。

教職員互助会

◇ 弔慰金

現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が死亡したとき、給付が受けられます。（会員死亡のとき、P101もご覧ください。）

給付額は、

会員が死亡したとき	100万円
配偶者（被扶養者）が死亡したとき	20万円
配偶者以外の被扶養者が死亡したとき	10万円

提出書類：弔慰金請求書

死体埋火葬許可証又は死亡診断書等の死亡の事実が確認できる書類の写し
現職会員死亡の場合は、会員と請求者の関係を示す戸籍謄本（死亡した会員が除籍されているもの）

給付を受けるべき遺族の範囲及びその順位等、詳細は、所属所に配布してある「例規集」の給付規程をご覧ください。

◇ 遺児等給付金

現職会員が死亡した場合に、被扶養者である遺族に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一定要件の障害がある者がいるとき、1人につき80万円の給付が受けられます。

提出書類：遺児等給付金請求書

遺児等を扶養することになる死亡現職会員の配偶者（いない場合は親権者又は後見人）が弔慰金請求書と同時に提出

障害の状態にある被扶養者については身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（氏名、障害の程度、交付年月日欄）の写し

◆ 遺児が高等学校等に在学しているとき

教職員互助会

◇ 奨学金

現職会員が死亡した場合に、遺児となった生徒が安心して修学できるよう、選考により奨学生として、道内の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に在学期間中、3年間（定時制は4年間）を限度に月額2万円の奨学金を給与します。

※返済する必要はありません。

〈申込み資格〉

次の条件を満たしている生徒

- 1 現職会員の死亡時において、被扶養者として認定されていること。
- 2 次のいずれかの学校に在学していること。
 - (1) 中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下同じ。）
 - (2) 道内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）
 - (3) 道内の中等教育学校
 - (4) 道内の国・公立高等専門学校（第1～第3学年。以下同じ。）
- 3 次のいずれかの状況にあること。
 - (1) 中学校又は中等教育学校の第3学年で、道内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に進学しようとしている。
 - (2) 道内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に在学している。
- 4 経済的な理由により修学が困難な事情にあること。
※当互助会の基準により判定します。
- 5 向学心に富んでいて、かつ、成業の見込みがあること。

◆災害にあったとき

公立学校共済

◇ 災害見舞金

地震、水害、火災などの非常災害で組合員の住居又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度により「災害見舞金」が支給されます。

◇ 住居とは

現に生活の本拠として居住する建物をいい、自宅・借家・公宅などの別を問いません。

◇ 家財とは

住居以外の社会生活上必要な一切の財産（自動車も含みます。）をいいますが、山林・貸家などの不動産及び現金・有価証券などは含まれません。

◇ 支給額

災害見舞金……標準報酬月額×0.5～3.0（別表の月数）

◇ 提出書類…●災害見舞金請求書

- り災證明書
- 所属所長の災害発生状況報告書
- 損害明細書
- 現場の状況写真及び新聞報道の切り抜き

(注) 非常災害で住居又は家財が損害を受けたときは、その旨を直ちに支部に電話で連絡してください。

別表

損 害 の 程 度		月数
1	住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3月
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2月
3	住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1月
3	住居又は家財の2分の1程度が焼失し、又は滅失したとき	
4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
2	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5月

教職員互助会

◇ 災害見舞金

現職会員が地方公務員等共済組合法別表に掲げる災害又は理事長が災害見舞金の支給を適當と認める大規模災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき、給付が受けられます。

給付額は、同法別表に掲げる給付月数に応じた次の定額です。

給付月数が3月のとき	100万円
給付月数が2月のとき	70万円
給付月数が1月のとき	40万円
給付月数が0.5月のとき	20万円

※「理事長が災害見舞金の支給を適當と認める大規模災害の場合」の給付の対象、給付金の額、事務手続きについては、その都度決定します。

※公立学校共済組合の災害見舞金の給付対象となる場合は、当該給付後に共済組合から発行される災害見舞金の算定についての連絡書と、給付金決定通知書の写しを添付して請求してください。

提出書類：災害見舞金請求書

損害明細書

り災現場写真

直近の固定資産税納税通知書の写し又は固定資産評価証明書（持家の場合）

自家用車の車検証の写し

新聞報道の記事の切り抜き

家主等の証明書

その他給付金の審査決定上必要と思われる参考資料

請求書にり災証明を受けられない場合は、り災証明願いによる市区町村長、消防署長又は警察署長の証明

◆資金を必要とするとき

貸付種別一覧表

公立学校共済

一般 貸 付 け
教育 貸 付 け
住宅 貸 付 け
結婚 貸 付 け
医療 貸 付 け
葬祭 貸 付 け
特別 貸 付 け
災害 貸 付 け
住宅災害貸付け
介護構造住宅貸付け

教職員互助会

生 活 資 金
教育 資 金
住宅 資 金
自動車 資 金

○公立学校共済はP71～P76をご覧ください。

○教職員互助会はP77～P83をご覧ください。

公立学校共済

◇申込書類

各種申込書類は当支部ホームページの「共済事務の手びき」に掲載しています。

貸付種別	申込書類
一般、教育、結婚、医療、葬祭、特別、災害	<ul style="list-style-type: none">・貸付申込書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭）（第1号の1）・貸付借用証書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭）（第2号の1）・貸付事業における個人情報に関する同意書（第3号）・借入状況等申告書（第4号）・直近の給料明細書の写し
住宅	<ul style="list-style-type: none">・貸付申込書（住宅・住宅災害・介護（住宅）・介護（住災））（第1号の2）・貸付借用証書（住宅・住宅災害・介護（住宅）・介護（住災））（第2号の2）・住宅・住災・介護（住宅・住災）貸付けに関する誓約書（第7号）・貸付事業における個人情報に関する同意書（第3号）・借入状況等申告書（第4号）・直近の給料明細書の写し
住宅災害、介護構造住宅、高額医療、出産	当支部ホームページの「共済事務の手びき」をご参照ください

その他、必要添付書類がありますのでP72～P75をご覧ください。

※申込書類が変更となる場合がありますので、当支部ホームページで最新の情報をご確認ください。

◇ 貸付種別

◆ 一般貸付け

貸付要件	臨時に資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円～200万円（10万円単位）
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・必要額が確認できる書類（送金額100万円以上の場合）

◆ 教育貸付け

貸付要件	就学のために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円～550万円（10万円単位）
償還回数	毎月250回以内 ボーナス41回以内
添付書類	・教育貸付けに係る必要経費内訳書（第5号） ・合格通知書の写しまたは在学証明書原本等 ・必要額が確認できる書類

◆ 住宅貸付け

貸付要件	住宅の取得や修繕等のために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円～1800万円（10万円単位）
償還回数	毎月360回以内 ボーナス60回以内
添付書類	・申込事由に応じた書類（当支部ホームページの「共済事務の手びき」参照）

◆ 結婚貸付け

貸付要件	結婚するために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円～200万円（10万円単位）
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・婚姻の事実を証明できる書類 ・必要額が確認できる書類

◆ 医療貸付け

貸付要件	医療を受けるために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円～120万円（10万円単位）
償還回数	毎月110回以内 ボーナス18回以内
添付書類	・医師の診断書の写し ・戸籍謄本等（対象者が被扶養者でない場合）

◆ 葬祭貸付け

貸付要件	葬祭を行うために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円～200万円（10万円単位）
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・対象者が死亡及び続柄を確認できる書類 ・必要額が確認できる書類

◆ 特別貸付け

貸付要件	任期に定めのある組合員が臨時に資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	給料月額×0.3×残任期月数（上限200万円、10万円単位）
償還回数	残任期月数以内
添付書類	・辞令の写し ・必要額が確認できる書類（送金額100万円以上の場合）

◆ 災害貸付け

貸付要件	災害や事故により資金を必要とするとき
利 率	年利0.99% 月利0.0825%
貸付金額	10万円～200万円（10万円単位）
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・り災証明書または交通事故証明書

◆ 住宅災害貸付け

貸付要件	住宅が災害を受け、その修繕や住宅の取得に資金を必要とするとき
利 率	年利0.99% 月利0.0825%
貸付金額	10万円～1900万円（10万円単位）
償還回数	毎月360回以内 ボーナス60回以内
添付書類	・り災証明書 ・申込事由に応じた書類（当支部ホームページの「共済事務の手びき」参照）

◆ 介護構造住宅貸付け

貸付要件	介護仕様の住宅の取得やリフォームに資金を必要とするとき
利 率	年利1.06% 月利0.0883%
貸付金額	10万円～300万円（10万円単位）
償還回数	毎月360回以内 ボーナス60回以内
添付書類	・申込事由に応じた書類（当支部ホームページの「共済事務の手びき」参照）

◆ その他貸付け

その他にも高額医療、出産貸付けがあります。詳細につきましては当支部ホームページの「共済事務の手びき」をご覧ください。

◆ 貸付シミュレーション

当支部ホームページで貸付シミュレーションができます。ご希望の条件を入力することで償還額を試算できますので、ご活用ください。

◆ 留意事項

- ・掲載の利率は変動利率制であり、保証料率（年利0.06%、月利0.005%）を含みます。
- ・掲載の貸付金額は組合員期間や給料月額によって変更と

なる場合があります。

- ・各種貸付けの申込書類や添付書類は上記の他にも必要となる場合があります。
- ・**必要書類や貸付けの詳細につきましては当支部ホームページの「共済事務の手びき」をご参照ください。**

◇ **貸付けの締切日及び送金日**

◆ **締切日**

毎月25日（休日等に当たる場合はその前営業日）

※高額医療、出産貸付けは随時受付

◆ **送金日**

翌月28日 ※12月のみ25日（休日等に当たる場合はその翌営業日、ただしその月に該当日がない場合は前営業日）

◇ **貸付けの制限**

以下に該当する場合は貸付けできません。

- ・一般、教育、災害、結婚、医療、葬祭貸付けの未償還元金合計額が700万円を超えるときに当該貸付けを申し込む場合
- ・一般貸付けで既貸付金を交付した月の初日から起算して2年を経過する前の借換え
- ・組合員期間6か月未満の方
- ・当共済組合の毎月償還額の合計が給料月額の3／10を超える、またはボーナス償還額の合計が給料月額の6／10を超える場合
- ・当共済組合及び他の金融機関等への償還年額の合計が給料月額の4.8倍を超える場合

- ・過去に当共済組合の貸付けにおいて、債務不履行となつた場合（法的整理含む）
- ・退職前3か月以内の方（高額医療、出産貸付けを除く）

◇ 償還方法

毎月償還	毎月の給料から元利均等額で償還
ボーナス併用償還	毎月償還に加えて、6・12月のボーナス支給月に元利均等額で償還
全額繰上償還	申出により未償還元金の全額を償還(毎月受付)
一部繰上償還	申出により未償還元金の一部を償還(年2回受付)
即時償還	<p>以下に該当する場合は未償還元利金の全額を直ちに償還となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員の資格を喪失したとき ・退職手当の支給を受けることができるとき ・申込内容に偽りのあることが認められたとき ・貸付規程または貸付規則に違反したとき <p>※退職手当の支給を受ける場合は給与支給機関が退職手当から一括控除します。</p>

◆ 一部繰上償還及び全額繰上償還

申出書	申込時期
全額繰上償還申出書（第13号）	随時（毎月20日締切）
一部繰上償還申出書（第14号）	6月、12月の年2回（原則20日締切）

- ・申出書は当支部ホームページの「共済事務の手びき」に掲載しています。
- ・申出書を20日までに受理したものは、翌月10日頃に「貸付償還金払込書」を所属所あてに送付しますので、納付期限（原則20日）までに指定の口座へ納入してください。

教職員互助会

◇ 貸付けの種別、要件及び金額等

◆ 提出書類（全貸付共通）

◎貸付申込書一式

・貸付申込書

・借用証書…貸付申込金額に応じた収入印紙を貼付
(割印はしないでください。)

・貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

◎添付書類は、貸付けの種別によって異なりますので、下記をご覧ください。

◆ 利率

年利0.9% 月利0.075% (利率は変更することがあります。)

※貸付決定後は、申込金額、償還方法、償還回数の変更はできません。

※申込書はお早めに提出してください。

※貸付申込書等の様式は、互助会ホームページからご利用になり、申込みにあたってはホームページの貸付事業をご覧ください。印刷の際に両面印刷はしないでください。

◆ 生活資金

貸付要件	現職会員が臨時に資金を必要とするとき。
貸付金額	10万円～200万円（10万円単位）
償還回数	例月72回以内 期末12回以内 (期末の貸付金額は、申込金額の1／2以内、償還回数は例月償還回数の1／6以内)
添付書類	なし

◆ 教育資金

貸付要件	現職会員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。
貸付金額	入学者又は修学者 1名につき10万円～300万円（10万円単位）
償還回数	例月120回以内　期末20回以内 (期末の貸付金額は、申込金額の1／2以内、償還回数は例月償還回数の1／6以内)
添付書類	・入学する学校の合格通知書等の写し、在学中の場合は在学証明書等の原本（いずれも発行日から3月以内） *被扶養者でない子の場合は戸籍謄本の原本（発行日から3月以内）

◆ 住宅資金

貸付要件	現職会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のために資金を必要とするとき。
貸付金額	50万円～600万円（10万円単位） ・工事請負契約書、売買契約書又は賃貸契約書の契約価格の範囲内 ・貸付申込時において、申込人が退職すると仮定した退職手当の範囲内
償還回数	例月240回　期末40回 (期末の貸付金額は、申込金額の1／2以内、償還回数は例月償還回数の1／6以内)
添付書類	・住宅資金貸付けに関する誓約書 ・申込事由に応じた書類（「住宅資金貸付必要書類等一覧表」参照） *定年退職まで5年に満たない方は、退職手当振込口座届出書、委任状、印鑑証明書
備考	・申込みは、対象物件の完成又は取得日前3月以内 ・貸付けの申込事由が完了後、3月以内に「完了報告書」等の提出が必要 ・土地の購入の場合、5年以内に住宅の建築が必要 ・新築、増築、改築、移築、購入又は借入れの対象部分が、互助会の貸付金送金時において、既に申込人の名義で登記されている場合は貸付対象外

◆ 自動車資金

貸付要件	現職会員が自家用自動車を購入するための資金を必要とするとき。 現職会員が自動車ローンの返済のための資金を必要とするとき。
貸付金額	10万円～300万円（10万円単位） <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入の場合は、契約価格の範囲内 ・ 自動車ローン返済の場合は、自動車ローン残高の範囲内（貸付金送金日時点の残高） ・ 購入と同時に自動車ローンの返済（購入と同一車を除く。）を行う場合は、契約価格と自動車ローンの残高を合算した金額の範囲内 *下取車がある場合は、契約価格からその金額を差し引いた金額の範囲内
償還回数	例月72回以内　期末12回以内 (期末の貸付金額は、申込金額の1／2以内、償還回数は例月償還回数の1／6以内)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ◎購入のみ：売買契約書又は注文書の写し <ul style="list-style-type: none"> *購入金額、納車予定日、契約者（現職会員及び相手業者）名、印、契約年月日が確認できるもの（見積書は不可） ◎ローン返済：・車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し） <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金送金日時点で繰上償還した場合の金額がわかるもの（残高証明書等） ・貸付償還表の写し ・直近3月の返済状況が表示された通帳等の写し ◎購入とローン返済同時：上記の書類すべて
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みは、契約日から3月以内又は納車予定日まで ・ローン返済に関わる借換手数料は貸付対象外 ・貸付金送金日時点でローンが返済されている場合は貸付対象外 ・購入の場合、個人売買、ネットオークションは対象外 ・ローン返済の場合、個人からの借入は対象外 ・ローン返済の場合は、貸付けを受けた日から3月以内に「完了報告書」、「返済が確認できる領収書等の写し」の提出が必要

◇ 貸付けの決定及び送金

毎月10日（土・日・休日の場合は前日）までに受理した貸付申込書（書類完備のもの）は書類審査の上、当該月末日までに送金します。

特に、住宅資金貸付けは、申込内容によって審査に時間を要することから、希望の月に貸付けできない場合もありますので、余裕を持った日程での申込みをお願いします。

◇ 令和5年度の受付締切日・送金日 ※受付締切日は互助会必着です。

受付締切日	送金日	受付締切日	送金日	受付締切日	送金日
7月10日(月)	7月28日(金)	10月10日(火)	10月30日(月)	1月10日(水)	1月30日(火)
8月10日(木)	8月30日(水)	11月10日(金)	11月29日(火)	※2月9日(金)	2月28日(水)
※9月8日(金)	9月28日(木)	※12月8日(金)	12月27日(水)	※3月8日(金)	3月28日(木)

※印は、土・日・休日のため、締切が早まりますので、ご留意ください。

◇ 貸付けの制限（貸付けできない方）

- ・互助会の現職会員期間が6月以内の方
- ・退職日前3月以内の方
- ・ひと月の償還額が、互助会の償還額と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額の3／10を超える方
- ・併用償還の場合、期末手当等からの1回当たりの償還額が互助会の償還額と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額を超える方
- ・新たな貸付申込額を含めた生活、教育及び自動車資金（住宅資金を除く）の未償還元金の合計が700万円を超える方
- ・育児休業、疾病による休業等で無給の方
- ・破産の手続中の方、又は破産宣告をした方
- ・民事再生の手続中の方、又は再生計画認可の決定を受けた方
- ・本会が加入している貸付保険の適用を受けた方
- ・償還の確実性がないと認められる方

◇ 借換え

- ・生活、教育及び自動車資金貸付けについては、例月償還の償還回数が24回を終えていないと借換えできません。
- ・未償還元利金を新たな貸付申込額から差し引いた額を送金します。

◇ 償還方法

貸付けを受けた月（送金月）の翌月から、元利均等方式により償還していただきます。

例月償還	毎月の給与から償還
併用償還	毎月の給与と6月・12月の期末手当から償還
繰上償還	繰上償還申出書の提出により、未償還元利金の全額を償還 (一部の償還はできません。) 毎月10日締切（土・日・休日の場合は、その前日） 繰上償還する月の15日頃に所属所あてに納付書を送付しますので、月末までに払い込みしていただきます。 ※繰上償還の取消しはできませんので、確実に払い込みできる月を申し出てください。
即時償還	次の場合は、未償還元利金の全額を直ちに償還しなければなりません。 1 指定の償還日に償還できなかったとき 2 申込内容に事実に反する事項が認められたとき 3 規程に違反したとき 4 現職会員の資格を喪失したとき ※退職手当が支給される場合は、未償還元利金は退職手当から控除します。 ※退職手当が支給されない場合又は退職手当から控除できない場合は、納付書により指定の期日までに償還していただきます。

◇ 償還猶予

育児休業等により給料の全部が支給されないと、償還猶予申出書の提出により、償還を猶予することができます。

償還猶予申出書は、猶予開始月の前月10日（土・日・休日の場合は、その前日）までに、辞令等を添付し、提出してください。

償還猶予を受けた償還金は、猶予期間満了月の翌月から例月償還金と併せて償還していただきます。

(注意) 元の返済期間が延びるのではなく、猶予終了後、通常償還分+猶予償還分（1か月分）=2か月分（期末も2倍）を猶予回数分償還していただくことになります。

◇ 貸付償還額早見表

早見表以外の償還額については、互助会ホームページの
『償還シミュレーション』をご利用ください。

◆ 例月分の償還金額（抜粋） 年利0.9%の場合

例月分 償回事数	貸付金額			
	100万円	200万円	300万円	600万円
24	42,058	84,117	126,175	252,350
36	28,165	56,330	84,495	168,989
48	21,218	42,437	63,655	127,310
60	17,051	34,101	51,152	102,304
72	14,272	28,545	42,817	85,635
120	8,717	17,434	26,151	52,302
240	4,554	9,109	13,663	27,327

生活・自動車資金 債回事数限度
教育資金 債回事数限度
住宅資金 債回事数限度

◆ 期末分の償還金額（抜粋） 年利0.9%の場合

5月・11月貸付け

期末分 償回事数	貸付金額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	125,937	251,875	377,812	755,625
6	84,335	168,669	253,004	506,008
8	63,534	127,068	190,603	381,205
10	51,055	102,109	153,164	306,327
12	42,735	85,471	128,206	256,412
20	26,100	52,200	78,301	156,601
40	13,636	27,271	40,907	81,814

生活・自動車資金 債回事数限度
教育資金 債回事数限度
住宅資金 債回事数限度

4月・10月貸付け

期末分 償回事数	貸付金額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,032	252,064	378,096	756,191
6	84,398	168,796	253,194	506,388
8	63,582	127,164	190,745	381,491
10	51,093	102,186	153,278	306,557
12	42,767	85,535	128,302	256,604
20	26,120	52,240	78,359	156,719
40	13,646	27,292	40,938	81,875

生活・自動車資金 債回事数限度
教育資金 債回事数限度
住宅資金 債回事数限度

3月・9月貸付け

期末分 償還回数	貸付金額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,126	252,253	378,379	756,758
6	84,461	168,922	253,383	506,767
8	63,629	127,259	190,888	381,776
10	51,131	102,262	153,393	306,786
12	42,799	85,599	128,398	256,796
20	26,139	52,279	78,418	156,836
40	13,656	27,312	40,968	81,937

生活・自動車資金 債還回数限度
 教育資金 債還回数限度
 住宅資金 債還回数限度

2月・8月貸付け

期末分 償還回数	貸付金額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,221	252,441	378,662	757,324
6	84,524	169,049	253,573	507,146
8	63,677	127,354	191,031	382,062
10	51,169	102,339	153,508	307,016
12	42,831	85,663	128,494	256,988
20	26,159	52,318	78,477	156,954
40	13,666	27,333	40,999	81,998

生活・自動車資金 債還回数限度
 教育資金 債還回数限度
 住宅資金 債還回数限度

1月・7月貸付け

期末分 償還回数	貸付金額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,315	252,630	378,945	757,890
6	84,588	169,175	253,763	507,525
8	63,725	127,449	191,174	382,348
10	51,208	102,415	153,623	307,245
12	42,863	85,727	128,590	257,181
20	26,178	52,357	78,535	157,071
40	13,677	27,353	41,030	82,059

生活・自動車資金 債還回数限度
 教育資金 債還回数限度
 住宅資金 債還回数限度

12月・6月貸付け

期末分 償還回数	貸付金額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,409	252,819	379,228	758,456
6	84,651	169,301	253,952	507,904
8	63,772	127,545	191,317	382,634
10	51,246	102,492	153,738	307,475
12	42,895	85,791	128,686	257,373
20	26,198	52,396	78,594	157,188
40	13,687	27,374	41,060	82,121

生活・自動車資金 債還回数限度
 教育資金 債還回数限度
 住宅資金 債還回数限度

◆福利厚生事業

公立学校共済

健康と福祉の増進をはかるため、次のような事業を行っています。

事 業 名	事 業 の 内 容		
人間ドック	1 一般		
	●対象者 36歳から54歳及び60歳以上の組合員		
	●検診に要する費用		
	自己負担額		
	基本検査料	11,000円	
	オプション検査		
	子宮がん検査（頸がん検査）	1,300円	
	乳がん検査（マンモグラフィー検査）	1,700円	
	●期間間 5月下旬～翌年2月		
	●検診場所 地域医療機関（66か所）		
	●検診コース 日帰り		
	●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目		
	※婦人科検査（オプション）の乳がん検査で原則40歳以上の女性を対象としたマンモグラフィー検査等を実施		
	※50歳の男性組合員に前立腺検査（血液検査）を実施		
	2 年齢指定		
	●対象者 35歳の組合員及び退職を比較的間近に控えた、55～59歳の組合員		
	●検診に要する費用		
	自己負担額		
	基本検査料 35歳の組合員	5,000円	
	その他の組合員	11,000円	
	オプション検査		
	子宮がん検査（頸がん検査）	1,300円	
	乳がん検査（マンモグラフィー検査）	1,700円	
	●期間、検診場所等については、上記1の一般検査と同じ		
	※55歳・57歳・59歳の男性組合員に前立腺検査（血液検査）を実施		

事業名	事業の内容
婦人がん検診	<p>●対象者 女子組合員と組合員の女性配偶者（被扶養者として認定されている者）</p> <p>●検診に要する費用 自己負担額 子宮がん検査 1,700円 乳がん検査（マンモグラフィーなし） 800円 乳がん検査（マンモグラフィーあり） 2,000円</p> <p>●期間 6月～翌年2月</p> <p>●検診場所 地域医療機関（34か所）</p> <p>●検診内容 子宮がん・乳がん</p>
脳ドック	<p>●対象者 40歳以上の組合員</p> <p>●検診に要する費用 自己負担額は、医療機関の設定する検査料から共済組合補助額15,000円（定額）を差し引いた額</p> <p>●期間 6月～翌年2月</p> <p>●検診場所 地域医療機関（41か所）</p> <p>●検診日数 日帰り</p> <p>●検診内容 M R I 検査（脳の断層撮影）、M R A 検査（脳の血管撮影）、その他医療機関で必要とする検査</p>
配偶者人間ドック	<p>●対象者 35歳以上の配偶者（被扶養者として認定されている者）</p> <p>●検診に要する費用 自己負担額 基本検査料 11,000円 オプション検査 子宮がん検査（頸がん検査） 1,300円 乳がん検査（マンモグラフィー検査） 1,700円</p> <p>●期間 5月下旬～翌年2月</p> <p>●検診場所 地域医療機関（66か所）</p> <p>●検診コース 日帰り</p> <p>●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目 ※婦人科検査（オプション）の乳がん検査で原則40歳以上を対象としたマンモグラフィー検査等を実施 ※50歳・55歳・57歳・59歳の男性配偶者に前立腺検査（血液検査）を実施</p>

事 業 名	事 業 の 内 容								
特定健康診査 特定保健指導	<p>●対象者 40歳以上74歳以下の組合員及び被扶養者。ただし、共済組合の人間ドック及び所属所の定期健康診断（組合員）を受けることで、特定健康診査を行ったものとみなされます。</p> <p>●受診資格 4月1日現在受診資格がある被扶養者、任意継続組合員及び短期組合員（※）に対し、6月中旬に受診券を発券します。それ以外の方は必要に応じて受診券を発券します。 ※共済組合の各種人間ドック決定者及び定期健康診断受診予定の組合員を除く。</p> <p>●期間 受診券の受理日～券面に記載されている有効期限まで</p> <p>●受診場所 指定する実施機関（実施機関一覧を受診券とともに配付します。支部ホームページにも掲載しています。）</p> <p>●検査内容 間診・身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 ※医師の判断による心電図検査・眼底検査</p> <p>●受診に要する費用 無料</p> <p>●特定保健指導：健診（定期健康診断、人間ドック等を含む。）の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方等に当支部から特定保健指導のご案内をいたします。また、訪問型の特定保健指導を利用することもできます。</p>								
任意継続組合員 ドック	<p>●対象者 35歳以上の任意継続組合員期間2年目の組合員と配偶者（被扶養者として認定されている者）</p> <p>●検診に要する費用 自己負担額</p> <table> <tr> <td>基本検査料</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>オプション検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　子宮がん検査（頸がん検査）</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>　　乳がん検査（マンモグラフィー検査）</td> <td>1,700円</td> </tr> </table> <p>●期間 5月～翌年2月</p> <p>●検診場所 地域医療機関（66カ所）</p> <p>●検診コース 日帰り</p> <p>●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目 ※婦人科検査（オプション）の乳がん検査で原則40歳以上を対象としたマンモグラフィー検査等を実施 ※男性受診者に前立腺検査（血液検査）を実施</p>	基本検査料	11,000円	オプション検査		子宮がん検査（頸がん検査）	1,300円	乳がん検査（マンモグラフィー検査）	1,700円
基本検査料	11,000円								
オプション検査									
子宮がん検査（頸がん検査）	1,300円								
乳がん検査（マンモグラフィー検査）	1,700円								

事 業 名	事 業 の 内 容
離島へき地勤務者支援事業	<p>●補助内容</p> <p>○支部が主催する健診事業の受診、セミナー参加、健康相談、及び市町村が実施する妊婦検診を受診した際の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通費のうち「フェリー運賃」の一部を補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 「フェリー運賃」の2等料金相当額（島民割引券を利用した場合は、その金額）とし、1回5,000円を上限とし、その都度補助 ■ 前泊又は後泊が必要な場合に宿泊料の一部を補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 前泊又は後泊の宿泊料で、5,000円を上限とし、その都度補助 ■ 移動に要する交通費の一部補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 移動した距離が100km以上200km未満は1,000円、200km以上は2,000円をその都度補助 <p>○支部が主催する健診事業（人間ドック、配偶者人間ドック、脳ドック、婦人がん検診）を希望しても受診できなかつた組合員等が、個人で人間ドック等を受診した際に検査に要する費用、フェリー運賃、宿泊費、交通費の一部について各年度1回限り補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 検査に要する費用は自己負担額の1／2で15,000円を上限とし、フェリー運賃等については、上記補助と同額 <p>※実際に支払った費用に対する補助となりますのでご注意ください。</p>

事 業 名	事 業 の 内 容
第54回北海道 教職員美術展	<ul style="list-style-type: none"> ●出品種目 絵画・立体・書道・写真 ●中央展 札幌市民ギャラリー ●地方移動展 清水町文化センター
教 職 員 の 退 職 準 備 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ●目 的 在職中から退職後を見通した生活設計の情報を提供し、退職後の諸問題の解消と在職中の士気の高揚を図る。 ●退職準備セミナー 対象者：原則として、58歳以上の組合員への資料提供のみを予定しており、対面での開催は行わない。 ●生涯生活設計セミナー 対象者：55歳以上の組合員（応募人数によっては、参加人數を制限する場合あり。） 一般財団法人教職員生涯福祉財団が実施するオンラインセミナーを取り入れる。
福 祉 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ●目 的 長寿高齢化社会の到来に備えるため、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者を対象に介護講座等の福祉支援事業を実施する。 ●内 容 実技等を取り入れた介護講座等を開催する。 ●開催時期 7月下旬～8月中旬（予定）
札幌宿泊所 (ホテルライフォト札幌) 利 用 補 助 TEL 011-521-5211 HPURL： https://hotel-lifort-sapporo.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●会議室利用補助～組合員及びその被扶養者がセミナー及び会合等で会議室を利用した場合、その会議室利用料の2分の1を補助します。※1室30万円まで ●婚礼利用補助～組合員及びその子が婚礼を行う場合（組合員資格喪失後12か月以内に婚礼を行うものを含む。）、費用の2分の1を補助します。※1人あたり20万円まで ●法要等利用補助～組合員及びその家族が法要等を行う場合（組合員が死亡したときその家族が法要を行う場合は、49日及び1周忌法要まで対象となります。）その費用のうち、5万円を補助します。 ●施設利用補助～組合員及びその被扶養者が宿泊した場合、一泊につき一人あたり2,000円を補助します。宴会及びレストランを利用した場合、一人あたりの利用料金が4,000円以上の場合は2,000円を補助します。※回数上限あり年越しセットの購入の際は、1回2,000円の補助を複数回ご利用いただけます。 <p>※各補助を利用する場合、本人・被扶養者すべての組合員証をお持ちください。</p>

事業名	事業の内容
指定宿泊施設利用補助	<p>●対象者 組合員（教職員互助会の現職会員と特別会員は除く）と被扶養者（小学生以上）</p> <p>●補助内容 組合員等が宿泊のため、支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。</p> <p>●補助額 1人一泊2,000円（年間3泊まで）P107以降の施設一覧を参照願います。</p>
任意継続組合員宿泊利用補助	<p>●対象者 任意継続組合員（教職員互助会の特別会員は除く）と被扶養者（小学生以上）</p> <p>●補助内容 組合員等が宿泊のため、支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。</p> <p>●補助額 1人一泊2,000円（年間3泊まで）</p>
ヘルスアップセミナー委託事業	<p>●目的 組合員が健康で明るく豊かな生活をすごすために、健康管理意識を育て、また、心身の健康保持増進を図ることを目的としたヘルスアップセミナー等（以下「セミナー等」という。）の実施を推進する。</p> <p>●対象者 公立学校共済組合北海道支部組合員の所属する所属所等とする。</p> <p>●事業主体 セミナー等を実施する所属所等と公立学校共済組合北海道支部の共催事業とする。</p> <p>●事業内容等 所属所等が下記のテーマ等で企画したセミナー等に要する経費のうち、一定の額を支部が負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) メンタルヘルスケア (2) 生活習慣病予防 (3) 女性特有の疾病予防 (4) 運動習慣、運動の楽しさ等の運動実技 (5) たばこの害、禁煙の方法等の禁煙サポート (6) 飲酒が健康に与える影響 (7) 歯の喪失防止 (8) その他（上記以外の健康管理・健康保持増進） <p>●実施時期 4月から翌年2月まで（所属所等の計画による）</p> <p>●実施場所等 道内14管内市町村及び札幌市の80カ所以内</p>
ストレスチェック	<p>・公立学校共済組合北海道支部のホームページ（厚生サービスを利用する欄）に「5分でできる職場のストレスチェック」（外部リンク「こころの耳」）を掲載していますのでご利用ください。</p> <p>なお、「こころの耳」は厚生労働省が委託し、一般社団法人日本産業カウンセラー協会が運営する、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。</p>

教職員互助会

事 業 名	事 業 の 内 容
指定宿泊施設利用補助	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象者 現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族（P12参照）を含む。） ●補助額 1人1泊2,000円 ●利用限度 年度内（4月～翌年3月）1人3泊まで（離島居住者は5泊まで。） ●対象とならない場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・公務出張等による利用 ・宿泊を伴わない利用（日帰り入浴、宴会等） ・1人1泊当たりの利用料金が補助額に満たないとき ・利用限度を超えての利用 ・補助対象者以外の利用 (例)・再任用職員の宿泊 ・会員の被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）に認定されていない家族の宿泊 ・互助会非加入者（臨時の任用教職員等で互助会に加入していない職員、札幌市立高校の職員、札幌市立学校の事務職員、札幌医科大学職員、道庁・教育関係の出先機関の職員など）の宿泊 ●指定宿泊施設 P107以降参照 ●宿泊予約の前に、必ずP103の「利用に当たっての留意事項」をお読みください。
地 区 別 レクリエーション	現職会員を対象として、地区別レクリエーション事業を関係行政機関・団体と共に実施します。
健 康 推 進	現職会員及びその被扶養者を対象に、レクリエーション等を実施します。 チャレンジ！アウトドア チャレンジ！スキー チャレンジ！ウォーク MANABU！旅 婚活事業 (E-DE-I G-PARTY) チケット割引補助事業 チケット割引斡旋事業 全教互会員証割引事業

事 業 名	事 業 の 内 容
北海道教職員 体 育 大 会	北海道教職員体育大会を関係行政機関・団体と共に実施します。
健 康 管 理 (人間ドック)	<p>現職会員本人（35歳以上）が人間ドックを受診したとき、その検査料の一部として3,000円を補助します。</p> <p><u>対象となる人間ドック</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済組合員である会員本人～共済組合が福利厚生事業として実施する人間ドック ・共済組合員以外の会員本人～所属所が福利厚生事業として実施する人間ドック及び全国健康保険協会管掌健康保険が実施する生活習慣病予防健診 <p><u>対象とならない人間ドック</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人受診によるもの（共済組合が実施していない人間ドック） ・現職会員本人以外の方の受診（再任用職員や配偶者等） ・検査料の自己負担額が補助金額に満たない場合
(脳 ドック)	<p>現職会員本人（40歳以上）を対象とし、脳ドックの検査料の一部を負担又は補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済組合員である会員本人～共済組合と共催して実施し、その検査料の一部を共済組合へ支出します。（<u>会員個人に対する直接の補助はありません。</u>） ・共済組合員以外の会員本人～脳ドックに要した経費のうち、自己負担額の1／2（15,000円限度）を補助します。

◆相談事業

公立学校共済

事 業 名	事 業 の 内 容				
心の健康相談	<ul style="list-style-type: none">●相談対象者 組合員●相 談 者 組合員本人、組合員の家族、組合員の所属所長及び組合員の同僚 ただし、「組合員の同僚」は電話相談に限る。●相 談 事 項 日常生活及び職場等における心の健康に関する相談●相 談 場 所<ul style="list-style-type: none">① 心の健康総合相談室 (電話番号 011-530-6206, 011-563-4241) ホテルライフォート札幌（札幌市中央区南10条西1丁目）◆ 電話相談<ul style="list-style-type: none">・相談員 保健師及び教育行政経験者・相談日時<table border="1"><tr><td>【保健師】</td><td>月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00</td></tr><tr><td>【教育行政経験者】</td><td>火~金 9:30~17:00</td></tr></table>	【保健師】	月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00	【教育行政経験者】	火~金 9:30~17:00
【保健師】	月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00				
【教育行政経験者】	火~金 9:30~17:00				

* 祝日、12月29日～1月3日を除きます。

◆ 面接相談

- ・精神科医師による相談
 - * 毎月1回 事前予約が必要です。
 - ・教育行政経験者、保健師による相談
 - * 隨時 事前予約が必要です。

② 札幌以外の相談場所

岩見沢市、倶知安町、函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市において、精神科医師による面接相談を行っています。
* 毎月1回 事前予約が必要です。詳細は、お問い合わせください。
* 電話番号 011-231-4111 (内線35-381)

事 業 名	事 業 の 内 容
健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員健康相談 24 0120-24-8349 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●相談に要する費用 無料（1回20分程度） ●一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
	<ul style="list-style-type: none"> ●電話・面談メンタルヘルス相談 0120-783-269 (面談は予約必要) ●対象者 組合員及び被扶養者 ●電話相談：月～土曜日 10:00～22:00（祝日、年末年始を除く）、面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日、年末年始を除く） ●相談に要する費用 電話相談：無料（1回20分程度） 面談相談：1人年間5回まで無料（1回50分程度） ●相談内容 臨床心理士がプライバシー厳守のカウンセリングを行う
	<ul style="list-style-type: none"> ●女性医師電話相談 0120-215-579（予約制） ●対象者 女性の組合員及び被扶養者 ●月～土曜日 10:00～21:00（祝日、年末年始を除く） ●相談に要する費用 無料（1回20分程度） ●相談内容 女性疾患についての相談
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護電話相談 0120-515-579 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●月～土曜日 10:00～18:00（祝日、年末年始を除く） ●相談に要する費用 無料 ●相談内容 介護全般にケアマネジヤーや社会福祉士が回答
	<ul style="list-style-type: none"> ●Web相談 URL https://www.mh-c.jp/ ログイン番号783269 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●相談に要する費用 無料 ●相談内容 電話でメンタルヘルスの相談をしづらい方のためのWeb相談

教職員互助会

事業名	事業の内容										
特別会員相談	<ul style="list-style-type: none"> ●特別会員の加入及び退会に関する相談 ●医療費給付事業及び生きがい事業等に関する相談 <p>・相談先 教職員互助会 福祉相談室 直通☎011-271-5229 代表☎011-271-5225</p> <p>・相談日 月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）</p> <p>・相談時間 9時～17時</p>										
健 康 相 談	<ul style="list-style-type: none"> ●現職会員（公立学校共済組合員を除く）及び特別会員との配偶者・被扶養者を対象とする健康に関する相談 <p>・相談内容 健康、医療、看護、介護、育児、メンタルヘルス、夜間・休日開院医療機関、介護等シルバー情報、医薬品に関する情報</p> <p>・相談先 ティーベック株式会社 フリーダイヤル：0120-034-828</p> <p>・相談日 年中無休</p> <p>・相談時間 24時間</p>										
心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●現職会員（公立学校共済組合員を除く）及びその家族を対象とする日常生活及び職場等における心の健康に関する相談 <p>(1) 相談場所 心の健康総合相談室 ホテルライフォート札幌 札幌市中央区南10条西1丁目 (地下鉄南北線中島公園駅下車)</p> <p>(2) 電話相談 ・電話番号 011-530-6206又は011-563-4241 ・相談日時 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">【教育行政経験者】火～金</td> <td style="width: 5%;">9 : 30～17 : 00</td> </tr> <tr> <td>【保健師】月・火・水・金</td> <td>9 : 30～17 : 00</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>13 : 00～20 : 00</td> </tr> <tr> <td>土（第1週、第3週）</td> <td>10 : 00～15 : 00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(祝日及び12月29日～1月3日を除く)</td> </tr> </table> </p> <p>(3) 面接相談 ・精神科医師による相談～毎月1回（予約が必要） ・教育行政経験者、保健師による相談～随時（予約が必要）</p>	【教育行政経験者】火～金	9 : 30～17 : 00	【保健師】月・火・水・金	9 : 30～17 : 00	木	13 : 00～20 : 00	土（第1週、第3週）	10 : 00～15 : 00	(祝日及び12月29日～1月3日を除く)	
【教育行政経験者】火～金	9 : 30～17 : 00										
【保健師】月・火・水・金	9 : 30～17 : 00										
木	13 : 00～20 : 00										
土（第1週、第3週）	10 : 00～15 : 00										
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)											

◆団体保険等事業

教職員互助会

◇ 団体保険・団体傷害保険

本会理事長を保険契約者とし、現職会員及びその家族を被保険者とする次の保険を取扱っています。

団体保険（マイプラン21等） P97～P98参照

団体傷害保険 P99参照

◇ 生命保険及び損害保険の団体扱い

本会では、下記の保険会社と団体扱いの契約を締結し、保険料の集金をしています。

保険の団体扱いを希望される場合あるいは団体扱いをやめる（退職する、本会を退会する等）場合は、**各保険会社へ直接手続をお取りください。**また、団体扱いに関するお問い合わせは、各保険会社にお願いします。

（注意） 1. 保険契約者が現職会員ご本人となっている保険に限ります。

2. 保険会社ごと、保険ごとに取扱いが相違する場合があります。

生命保険会社	日本、アクサ、ジブラルタ、第一、太陽、富国、朝日、明治安田、大樹、住友、アフラック、ソニー、東京海上日動あんしん、マニュライフ、SOMPOひまわり、ブルデンシャル、メットライフ、かんぽ
損害保険会社	共栄、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、東京海上日動、日新、AIG、損保ジャパン、楽天

※自動車保険については、退職後、特別会員へ加入したときは、継続して加入することができます（团体割引等が適用。保険料の支払いは、年一括払）。

◇ ご自宅の住所が変更になった方へ

本会で生命保険及び損害保険を団体扱いにしている場合でも、ご住所等が変更になったときは、契約者ご本人から保険会社へ連絡が必要です。詳細は、各保険会社にお問い合わせください。

本会への連絡は不要です。

◇ 給与から保険料が控除できなくなった場合の保険料の取扱いについて

育児休業や無給休職等により給与から保険料が控除できなくなったり、指定金融機関※の普通預金口座から毎月口座振替によりお支払いいただけます。ただし、振替口座設定の手続きが完了するまでは、銀行振込によりお支払いいただきます。

なお、復職するときは、特に手続きの必要はありません。給与控除が可能となった月から休職前と同様に給与から保険料を控除させていただきます。

※指定金融機関⇒北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、道内に本店のある信用金庫

振替口座の設定の手続きについては、団体保険グループ（電話011-271-2465）にご連絡ください。

保険料のお支払いが滞った場合、団体扱いから個人扱いになったり、保険契約が解除となることがありますので、ご注意ください。

なお、この場合の個人扱いへの変更及び保険契約の解除は、各保険会社の取扱いによるものですので、ご了承ください。

◇ 団体保険

ご案内の送付予定時期 毎年7月～9月

申込締切日 每年9月下旬

保険期間 1年（毎年1月1日～12月31日）

※ 更新時に変更、脱退の申出がない場合は、以降1年ごとに自動継続となります。

マイプラン21

対象者：本人・配偶者・子ども

特長：死亡・高度障害、公的障害年金1級・2級の認定をされたときの保障（年金部分のみ）
不慮の事故（ケガ）による入院5日以上で1日目からの保障（年金部分のみ）
手頃な保険料で大きな保障、告知書扱いで加入できます。
毎年内容変更ができます。（1年更新）

1年ごとに収支計算し、剩余金が生じた場合は配当金があります。（ただし中途脱退は除く）

●マイプラン21は、一時金部分（新・团体定期保険）と年金部分（新・团体定期保険）をセットしたものです。

●一時金部分と年金部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合などが異なります。

●それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

医療保険～マイプラン21の加入が条件～

対象者：本人・配偶者・子ども

特長：「病気・ケガ」による継続して2日以上の入院、手術「集中治療給付金」「手術後療養給付金」等の保障、「ケガ」による1日以上の入院・通院や所定の手術

●医療保険は、生命保険（医療保障保険・医療プランⅡ型）と損害保険（普通傷害保険）をセットしたものです。

●医療保障保険は1年ごとに収支計算をし、剩余金が生じた場合は配当金があります（ただし、中途脱退は除く）。

●生命保険（医療保障保険・医療プランⅡ型）と損害保険（普通傷害保険）ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合などが異なることがありますので詳細についてはパンフレットでご確認ください。

医療費支援制度（先進医療型）～マイプラン21の加入が条件～

対象者：本人・配偶者・子ども

特長：病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

※「入院日数」は、暦の上の日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します

長期療養収入補償保険～マイプラン21の加入が条件～

対象者：本人

特長：病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が発生した場合、10年を限度として保険金をお支払いします。（55～64歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヶ月が限度）

医師の指示による自宅療養も保険金を給付します。

入院充実保障保険～単独加入できます～

対象者：本人・配偶者

特長：「病気」「ケガ」による入院（継続した2日以上の入院で1日目から365日まで対象）
　　三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）で継続して2日以上入院
　　のとき1日10,000円の入院給付金をお支払（支払日数無制限）

●疾病オプション：所定の生活習慣病（糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病）が心配な方に!
　　女性疾患の補償で女性の方に安心を!

●介護オプション：介護への不安を軽く！

※疾病オプション・介護オプションは、入院充実保障保険の加入が条件です。

新・重病克服支援制度～単独加入できます～

対象者：本人・配偶者

特長：●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
　　●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
　　●急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき
　　●余命6カ月以内と判断されるとき保険金の前払い請求ができます。（リビング・ニーズ特約）
　　●死亡・所定の高度障害のときの保障

※ただし、特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

積立年金保険～単独加入できます～

対象者：本人

特長：公的年金の補完制度として老後のゆとりある生活のための保障

A型（一般的生命保険料控除適用型）と

B型（個人年金保険料控除適格型）があります。

P97からP98は保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、パンフレット（2023年団体保険のご案内）をご覧ください。

団体保険に加入され、定年退職を迎える方には、毎年12月上旬に退職後の取扱いについてのご案内を送付いたします。

積立年金保険にご加入の方は2月上旬に送付いたします。

定年以外の退職、所属所の異動等により互助会を退会される方は、事前に本会にご連絡いただければ、退会後の取扱いについてご案内します。

退会までにご連絡がない場合は、退会月での脱退となります。

（団体保険グループ直通 TEL 011-271-2465）

【団体保険に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 北海道公法人営業推進部

フリーダイヤル 0120-678-998

受付時間 月～金（祝日・年末年始は除く） 9：00～17：00

MYG-A-23-LF-16

◇ 団体傷害保険

(傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団体総合保険、団体長期障害所得補償保険)

ご案内の送付予定期間 毎年12月

保険期間 1年(毎年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時)

※更新時に変更、脱退の申出がない場合は、以降1年ごとに同条件で自動継続

※退職後の取扱いについては、下記のお問い合わせ先に確認してください。

保険期間の中途から新規加入することができます。

手続き方法、申込締切等はパンフレットをご覧いただか、お問い合わせください。

(注意) 団体傷害保険の加入には、加入申込書兼健康告知書の提出が必要です。ただし、告知していただいた内容によって、加入できない場合や条件付きのご加入となる場合があります。

団体傷害 (個人賠償責任補償セット)

- ・急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
(交通事故や地震等の天災によるケガを含みます。天災危険補償特約セット)
- ・他人にケガを負わせたりしたこと等によって法律上の賠償責任を負ったときに相手方への賠償金や訴訟費用を補償します。
(国内の事故は、示談交渉サービスがセットされています。)

疾病特約 ~団体傷害の加入が条件~

- ・病気（がんを含む）による入院・手術・退院後の通院を補償します。

がん特約 ~団体傷害の加入が条件~

- ・がん（上皮内がんを含む）による入院・手術・外来治療等を補償します。
(診断保険金100万円付)

先進医療補償 ~疾病またはがん特約の加入が条件~

- ・病気やケガによって、先進医療や臓器移植を受けたときの技術料だけでなく交通費も補償します。

長期障害所得補償保険 ~単独加入できます~

- ・病気やケガによって、長期間（91日以上）にわたって入院や医師の指示による自宅療養をせざるをえない状態となったときの収入を補償します。

このページは保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、下記のお問い合わせ先に確認してください。

【団体傷害保険に関するお問い合わせ先】

(取扱代理店) 株式会社北海道教育互助センター

TEL 011-281-0037 受付時間 月～金（祝日・年末年始は除く） 9：00～17：15

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目2番地 損保ジャパン札幌ビル5階
ホームページ (<http://www.gojo-c.net/>) から資料をご請求いただけます。

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

札幌支店 法人第一支社

TEL 011-281-6144 受付時間 月～金（祝日・年末年始は除く） 9：00～17：00

◆教育・文化振興事業

教職員互助会

事 業 名	事 業 の 内 容
教育講演会	教育講演会を関係団体と共に実施します。 ●実施管内～石狩・上川・留萌・宗谷・胆振・十勝・根室
札幌交響楽団公演	札幌交響楽団公演を関係行政機関・団体と共に実施します。 ●中川町 7月2日(日) 中川町生涯学習センター ●清里町 2月18日(日) 清里町生涯学習センター
特別支援学校スクールコンサート	特別支援学校スクールコンサートを関係学校・団体と共に実施します。 ●北海道札幌聾学校 ●北海道星置養護ほしみ高等学園分校 ●北海道白樺高等養護学校 ●北海道南幌養護学校 ●北海道鷹栖養護学校 ●北海道室蘭養護学校 ●北海道中標津支援学校
北海道教職員美術展	北海道教職員美術展を公立学校共済等と共に実施します。
市町村等公演補助	市町村等が、芸術文化公演など教育・文化の振興に寄与する事業を主催するとき、その経費の一部を補助します。 増毛町ほか20市町村の公演事業 ※詳細は、互助会ホームページ http://www.hkkg.or.jp/ に掲載しています。

◆退会したとき

教職員互助会

◇ 退会の手続

(退会届)

- 1 共済組合員の方で退職又は異動により退会する場合は、退会届の提出を省略しますが、該当する給付金の請求手続が必要です。
- 2 1以外の方は、該当する給付金の請求手続と併せて退会届の提出が必要です。

提出書類：① 互助会が認めた関係団体に勤務する方及び道立学校非常勤職員の方の退職又は異動による退会…現職会員退会届（別記様式5）
② その他の退会…現職会員退会届（上記①とは様式が異なりますので互助会に請求してください。）

(注意事項)

- ① 退会に伴う給付金（P101～P102）のうち、該当する給付金を請求してください。
- ② 貸付けを受けている方は、未償還元利金を即時償還していただきます。手続については貸付担当者からお知らせします。（P81参照）

◇ 給付金

◇ 積立還付金

現職会員が退会したとき、互助会に納入した会費総額の10分の3に相当する額を給付します。

提出書類：①特別会員に加入するとき 特別会員(配偶者)
加入等申込書 セカンドライフ支援金・積立還付金請求書(充当用)

②特別会員に加入しないとき セカンドライフ支援金・積立還付金請求書(本人送金用)

※ 積立還付金は、退会者全員が対象になりますので、
①又は②のいずれかの請求書を忘れずに提出してください。

◇ セカンドライフ支援金

互助会の在会年数が5年以上の現職会員が、40歳以上で退会したとき、8万円の給付が受けられます。

(注) 次の場合給付の対象になりません。

- ①退職又は異動以外の事由で中途退会したとき
- ②請求期限が過ぎたとき
- ③退会して一度給付を受けた者又は期限内に請求を行わなかった者が、人事異動等により再び現職会員となり退会したとき

提出書類：積立還付金の請求書と兼ねていますので、前記によってください。

※ 死亡による退会の場合は、弔慰金請求書と同時に提出してください。

◆指定宿泊施設利用補助

- 1 指定宿泊施設一覧はP107～P130をご覧ください。
- 2 教職員互助会加入者は次の説明を、非加入者はP105の公立学校共済の説明をお読みください。

○利用に当たっての留意事項

教職員互助会

- ① 補助金額は、**1人1泊2,000円**です。
- ② 補助の対象は、現職会員とその被扶養者（後期高齢者扶養親族（P12参照）を含む。）です。
- ③ 利用限度は、**年度内（4月～翌年3月）1人3泊まで（離島居住者は5泊まで）**です。
- ④ 予約の際には、宿泊料金を確認して、指定宿泊施設利用補助券（以下、「補助券」といいます。）を使用する旨を、施設に申し出てください。

★印のある施設（P107～P130）は特別価格を設定している施設です。（宿泊予約時に、施設に直接電話で教職員互助会の会員である旨を伝えた場合に限ります。）

- ・特別価格は、予約時に申し出をしない場合や、時期及び当日の予約の数等により、適用されない場合があります。
 - ・特別価格は時期により異なりますので、**直接各施設にお問い合わせください。**
 - ・特別価格で予約した場合も補助券は利用できます。
- ⑤ 互助会ホームページより補助券をダウンロード（これまでの補助券（黄色の用紙）も利用できます。）し、補助券の

会員記入欄に、補助券裏面もしくは互助会ホームページに記載してある「記入例」を参考に必要事項を記入押印のうえ、チェックイン時に当該宿泊施設のフロントに提出してください。

- ⑥ 補助券は、宿泊日ごと（1泊につき1枚）必要です。
- ⑦ 特別会員が同行する場合は、それぞれ補助券を作成してください。（特別会員は別様式）
- ⑧ 育児休暇等を取得されている方も利用できます。会員番号は、会員本人の番号を記入してください。
- ⑨ 次の場合は、補助の対象になりません。

※誤って利用された場合は、返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・公務出張等による利用
- ・宿泊を伴わない利用（日帰り入浴、宴会等）
- ・1人1泊当たりの利用料金が補助額未満の利用
- ・利用限度を超えての利用
- ・不正に利用したとき
- ・補助対象者以外の利用
 - (例)・再任用職員の宿泊
 - ・会員の被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）に認定されていない家族の宿泊
 - ・互助会非加入者（臨時の任用教職員等で互助会に加入していない職員、札幌市立高校の職員、札幌市立学校の事務職員、札幌医科大学職員、道庁・教育関係の出先機関の職員など）の宿泊

公立学校共済

(教職員互助会に加入していない方のみ対象)

- ① 補助金額は、**1人1泊2,000円**です。
- ② 補助の対象は、組合員（任意継続組合員を含む）とその被扶養者（小学生以上）です。
(教職員互助会の現職会員と特別会員は除く)
- ③ 宿泊限度数は、**年度内（4月～翌年3月）1人3泊**までです。
- ④ ★印のある施設（P107～P130）は、宿泊予約をする場合、施設に直接電話で公立学校共済組合員である旨を伝えると、特別価格が適用される場合があります。（予約時に申し出をしない場合は、特別価格が適用されない場合があります。）
 - ・特別価格は時期及び当日の予約の数等により、適用されない場合があります。
 - ・特別価格で予約した場合も「指定宿泊施設補助券」は利用できます。
- ⑤ 補助券は、組合員が申請し、支部長の承認をもらってください。
- ⑥ 承認された補助券は、宿泊当日忘れずに持参し、施設に提出してください。
- ⑦ **次の場合は、補助の対象になりません。**
 - ・年度内（4月～翌年3月）を通じて所定の泊数を超える宿泊
 - ・公務出張による宿泊
 - ・日帰り入浴や飲食等、宿泊を伴わない利用
 - ・1人1泊の宿泊料金が補助金額に満たないとき
 - ・コピーした補助券を使用した場合
 - ・承認後の補助券の記載内容を修正した場合

●指定宿泊施設利用メモ

※宿泊日数については、P103～P105の◎利用にあたっての留意事項を確認願います。

○指定宿泊利用補助対象施設一覧

〈石狩〉

札幌市

定山渓ビューホテル	☎ 011-598-3223
☎ 061-2302 札幌市南区定山渓温泉東2丁目111-2	
定山渓ゆらぐ草庵	☎ 011-595-2489
☎ 061-2301 札幌市南区定山渓温泉東3丁目228-1	
定山渓第一寶亭留 翠山亭	☎ 011-598-2141
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目105	
翠山亭俱楽部 定山渓	☎ 011-595-2001
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西2丁目10	
定山渓ホテル	☎ 011-598-2111
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西4丁目340-1	
章月グランドホテル	☎ 011-598-2231
☎ 061-2302 札幌市南区定山渓温泉東3丁目239	
定山渓 鶴雅リゾートスパ 森の湯	☎ 011-598-2671
☎ 061-2302 札幌市南区定山渓温泉東3丁目192	
悠久の宿 白糸	☎ 011-598-3351
☎ 061-2302 札幌市南区定山渓温泉東2丁目138-1	
ホテル鹿の湯・花もみじ	☎ 011-598-2311
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目32	
定山渓万世閣 ホテルミリオーネ	☎ 011-598-3500
☎ 061-2302 札幌市南区定山渓温泉東3丁目	
翠蝶館	☎ 011-595-3330
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目57	
湯元 小金湯	☎ 011-596-2111
☎ 061-2274 札幌市南区小金湯25-1	
厨翠山	☎ 011-598-5555
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目4	
敷島定山渓別邸	☎ 011-595-3800
☎ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目434	
グランドブリッセンホテル定山渓	☎ 011-598-2214
☎ 061-2302 札幌市南区定山渓温泉東4丁目328	
シャトレーゼ ガトーキングダムサッポロ	☎ 011-773-2211
☎ 002-8043 札幌市北区東茨戸132	

札幌市	北海道青少年会館Compass ☎005-0002 札幌市南区真駒内柏丘7丁目8-1	☎ 0 1 1 - 5 8 4 - 7 5 5 5
当別町	ふとみ銘泉 万葉の湯 ☎061-3776 当別町太美町1695-67	☎ 0 1 3 3 - 2 6 - 2 1 3 0
	北海道立道民の森神居尻地区コテージ ☎061-0216 当別町栄町192-7	☎ 0 1 3 3 - 2 2 - 3 9 1 1
	しこつ湖 鶴雅リゾートスパ 水の調 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 2 1 1
	丸駒温泉旅館 ☎066-0287 千歳市幌美内7	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 3 4 1
	休暇村 支笏湖 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 2 0 1
千歳市	支笏湖第一寶亭留・翠山亭 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 3 2 3
	JRイン千歳 ☎066-0027 千歳市末広6丁目4-4	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 8 3 5 7
	レイクサイドヴィラ 翠明閣 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 1 3 1
北広島市	札幌北広島クラッセホテル ☎061-1101 北広島市中の沢316-1	☎ 0 1 1 - 3 7 3 - 3 8 0 0
新篠津村	しんしのつ温泉 たっぷの湯 ☎068-1134 新篠津村第45線北2	☎ 0 1 2 6 - 5 8 - 3 1 6 6

〈渡島〉

函館市	函館国際ホテル ☎040-0064 函館市大手町5-10	☎ 0 1 3 8 - 2 3 - 5 1 5 1
	HAKODATE男爵俱楽部HOTEL&RESORTS ☎040-0064 函館市大手町22-10	☎ 0 1 3 8 - 2 1 - 1 1 1 1
	センチュリーマリーナ函館 ☎040-0064 函館市大手町22-13	☎ 0 1 3 8 - 2 3 - 2 1 2 1
	JRイン函館 ☎040-0063 函館市若松町12-14	☎ 0 1 3 8 - 2 2 - 2 3 3 3

	フォーポイントバイシェラトン函館	☎ 0138-22-0111
	☎ 040-0063 函館市若松町14-10	
	イマジンホテル&リゾート函館	☎ 0138-57-9161
	☎ 042-0932 函館市湯川町3丁目1-17	
	ホテル 万惣	☎ 0138-57-5061
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目15-3	
	花びしホテル	☎ 0138-57-0131
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目16-18	
	湯の浜ホテル	☎ 0138-59-2231
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目2-30	
	湯の川観光ホテル 祥苑	☎ 0138-36-1000
	☎ 042-0932 函館市湯川町2丁目4-20	
	湯の川温泉 ホテル雨宮館	☎ 0138-59-1515
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目26-18	
函 館 市	平成館 海羊亭	☎ 0138-59-2555
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目3-8	
	平成館 しおさい亭	☎ 0138-59-2335
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目2-37	
	湯元 啄木亭	☎ 0138-59-5355
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目18-15	
	湯の川プリンスホテル 濁亭	☎ 0138-57-3911
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目2-25	
	KKRはこだて	☎ 0138-57-8484
	☎ 042-0932 函館市湯川町2丁目8-14	
	望楼NOGUCHI函館	☎ 0570-026-573
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目17-22	
	竹葉 新葉亭	☎ 0138-57-5171
	☎ 042-0932 函館市湯川町2丁目6-22	
	函館湯の川温泉 海と灯/ヒューアットリゾート	☎ 0138-57-5390
	☎ 042-0932 函館市湯川町3丁目9-20	
	ホテル函館 ひろめ荘	☎ 0138-25-6111
	☎ 041-1622 函館市大船町832-2	

	ホテル 恵風	☎ 0138-86-2121
	☎ 041-0605 函館市恵山岬町61-2	
	HAKODATE海峡の風	☎ 0138-59-1126
	☎ 042-0932 函館市湯川町1丁目18-15	
	★ホテルパコ函館	☎ 0138-23-8585
	☎ 040-0034 函館市大森町25-3	
函 館 市	ラビスタ函館ベイ <互助会のみ>	☎ 0138-23-6111
	☎ 040-0065 函館市豊川町12-6	
	クレドホテル函館	☎ 0138-54-9010
	☎ 042-0941 函館市深堀町22-42	
	東横イン函館駅前朝市	☎ 0138-23-1045
	☎ 040-0064 函館市大手町22-7	
	東横イン函館駅前大門	☎ 0138-24-1045
	☎ 040-0035 函館市松風町5-1	
松 前 町	矢野旅館	☎ 0139-42-2525
	☎ 049-1512 松前町福山123	
木古内町	クラッセイン木古内	☎ 01392-2-3800
	☎ 049-0422 木古内町本町244-1	
七 飯 町	函館・大沼プリンスホテル	☎ 0138-67-1111
	☎ 041-1392 七飯町西大沼温泉	
	函館大沼鶴雅リゾート エプイ	☎ 0138-67-2964
森 町	☎ 041-1354 七飯町大沼町85-9	
	グリーンピア大沼	☎ 01374-5-2277
	☎ 049-2142 森町赤井川229	
八 雲 町	温泉旅館 銀婚湯	☎ 0137-67-3111
	☎ 049-2566 八雲町上の湯199	
	八雲温泉 おぼこ荘	☎ 0137-63-3123
	☎ 049-3128 八雲町鉛川622	
	熊石ひらたない荘	☎ 01398-2-4126
	☎ 043-0403 八雲町熊石平町329	
鹿 部 町	温泉旅館 吉の湯	☎ 01372-7-2211
	☎ 041-1402 鹿部町鹿部45	

鹿部町	温泉旅館 鹿の湯 ☎041-1402 鹿部町鹿部58	☎ 0 1 3 7 2 - 7 - 2 0 0 1
長万部町	二股らぢうむ温泉 ☎049-3501 長万部町大峯32	☎ 0 1 3 7 7 - 2 - 4 3 8 3
北斗市	東横イン新函館北斗駅南口 ☎041-1242 北斗市市渡1 - 4 - 1	☎ 0 1 3 8 - 7 7 - 0 0 4 5

〈桧山〉

江差町	ホテル ニューえさし ☎043-0053 江差町新地町52	☎ 0 1 3 9 - 5 2 - 3 3 1 1
乙部町	おとべ温泉郷 光林荘 ☎043-0104 乙部町館浦527-2	☎ 0 1 3 9 - 6 2 - 3 3 4 7
せたな町	あわび山荘 ☎043-0515 せたな町大成区貝取澗388	☎ 0 1 3 9 8 - 4 - 5 5 2 2
	温泉ホテル きたひやま ☎049-4512 せたな町北檜山区徳島4-16	☎ 0 1 3 7 - 8 4 - 4 1 0 1
今金町	クアプラザピリカ ☎049-4151 今金町美利河205-1	☎ 0 1 3 7 - 8 3 - 7 1 1 1
	ホテル いまかね ☎049-4308 今金町今金435-270	☎ 0 1 3 7 - 8 2 - 3 3 3 3

〈後志〉

小樽市	ホテル ノルド小樽 ☎047-0031 小樽市色内1丁目4-16	☎ 0 1 3 4 - 2 4 - 0 5 0 0
	ホテルソニア小樽 ☎047-0031 小樽市色内1丁目4-20	☎ 0 1 3 4 - 2 3 - 2 6 0 0
	朝里川温泉ホテル ☎047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目670	☎ 0 1 3 4 - 5 4 - 0 0 2 6
	小樽朝里クラッセホテル ☎047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目676-1	☎ 0 1 3 4 - 5 2 - 3 8 0 0
	ホテル 武蔵亭 ☎047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目686-4	☎ 0 1 3 4 - 5 4 - 8 0 0 0

	ワインケルビレッジ ⑥047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目686	☎ 0134-52-1185
	ホテル ノイシュロス小樽 ⑥047-0047 小樽市祝津3丁目282	☎ 0134-22-9111
小樽市	おたる宏楽園 ⑥047-0152 小樽市新光5丁目18-2	☎ 0134-54-8221
	ドーミーインPREMIUM小樽 〈互助会のみ〉 ⑥047-0032 小樽市稲穂3丁目9-1	☎ 0134-21-5489
	コーディイン小樽 〈互助会のみ〉 ⑥080-1408 小樽市錦町18-14	☎ 0134-65-7171
蘭越町	ロッジニセコ ベアーズ ⑥048-1321 蘭越町湯里167-33	☎ 0136-58-3288
	蘭越町交流促進センター 幽泉閣 ⑥048-1302 蘭越町昆布町114-5	☎ 0136-58-2131
俱知安町	ホテル 第一会館 ⑥044-0033 俱知安町南3条西2丁目13	☎ 0136-22-1158
	ロッヂ コロポックル ⑥044-0080 俱知安町ニセコひらふ1条3丁目6-15	☎ 0136-22-1736
	ニューホワイトベア ⑥044-0089 俱知安町ニセコひらふ2条1丁目5-27	☎ 0136-23-2683
	ニセコプリンスホテルひらふ亭 ⑥044-0080 俱知安町ニセコひらふ1条4丁目5-43	☎ 0136-23-2239
	ペンション あいらんど ⑥044-0089 俱知安町ニセコひらふ2条1丁目16-31	☎ 0136-23-4322
	ニセコひらふレンタルコテージ泉郷 ⑥044-0086 俱知安町ニセコひらふ5条4丁目1-25	☎ 0136-23-3301
	ペンション グラン・パパ ⑥044-0089 俱知安町ニセコひらふ2条1丁目16-54	☎ 0136-23-2244
	チャトリウムニセコ ⑥044-0080 俱知安町ニセコひらふ1条3丁目2-3	☎ 0136-21-4191
ニセコ町	ニセコグランドホテル ⑥048-1511 ニセコ町ニセコ412	☎ 0136-58-2121

	ニセコ昆布温泉 鶴雅別荘 壱の抄 ☎ 0136-59-2323 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ393
	いこいの湯宿 いろは ☎ 0136-58-3111 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ477
	ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ ☎ 0136-58-3311 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ480-1
	かふえ & 小さな宿のどか ☎ 0136-55-7888 ㈹048-1522 ニセコ町曾我370-4
ニセコ町	ペンション ふらいばあん ☎ 0136-58-2932 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ482-2
	カントリーイン ミルキーハウス ☎ 0136-58-2200 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ482-1
	ペンション ルポーゼ ☎ 0136-44-1155 ㈹048-1521 ニセコ町東山27-21
	ヒルトンニセコビレッジ ☎ 0136-44-1111 ㈹048-1592 ニセコ町東山温泉
	ペンション JAZZ俱楽部 ☎ 0136-58-2288 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ482-2
	ホテル甘露の森 ☎ 0136-58-3800 ㈹048-1511 ニセコ町ニセコ415-19
	ペンション クライスデール ☎ 0136-47-2001 ㈹048-1711 留寿都村泉川55-15
	ルスツリゾートホテル&コンベンション ☎ 0136-46-3111 ㈹048-1711 留寿都村泉川13
	いわない高原ホテル ☎ 0135-62-5101 ㈹045-0024 岩内町野束505
岩内町	いわない温泉 高島旅館 ☎ 0135-61-2222 ㈹045-0024 岩内町野束505
	なごみの宿いい田 ☎ 0135-46-5001 ㈹046-0322 積丹町余別町28
	汐さいの宿 海浜館 ☎ 0135-44-2131 ㈹046-0201 積丹町美国町船澗366-4

積丹町	旅館美國観光ハウス ☎046-0201 積丹町美国町船澗49	☎ 0 1 3 5 - 4 4 - 2 1 0 0
余市町	ホテル 水明閣 ☎046-0012 余市町山田町687	☎ 0 1 3 5 - 2 2 - 2 8 3 8
赤井川村	ペンション あかいがわ ☎046-0501 赤井川村赤井川78-6	☎ 0 1 3 5 - 3 4 - 6 6 8 6
黒松内町	歌才自然の家 ☎048-0101 黒松内町黒松内584	☎ 0 1 3 6 - 7 2 - 3 0 1 0

〈空知〉

芦別市	国民宿舎あしべつ 芦別温泉スターライトホテル ☎075-0035 芦別市旭町油谷1	☎ 0 1 2 4 - 2 3 - 1 1 5 5
岩見沢市	北海道グリーンランド ホテルサンプラザ ☎068-0004 岩見沢市4条東1丁目6-1	☎ 0 1 2 6 - 2 3 - 7 7 8 8
	ログホテル メープルロッジ ☎068-3188 岩見沢市毛陽町183-2	☎ 0 1 2 6 - 4 6 - 2 2 2 2
	北村温泉 ☎068-1213 岩見沢市北村赤川156-7	☎ 0 1 2 6 - 5 5 - 3 3 8 8
歌志内市	うたしないチロルの湯 ☎073-0406 歌志内市中村78-3	☎ 0 1 2 5 - 4 2 - 5 5 8 8
美唄市	ピパの湯 ゆーりん館 ☎072-0808 美唄市東明町3区	☎ 0 1 2 6 - 6 4 - 3 8 0 0
	美唄駅前ホテルB I J I K O ☎072-0012 美唄市東1条南2丁目3-3	☎ 0 1 2 6 - 6 6 - 7 1 0 0
新十津川町	グリーンパークしんとつかわ ☎073-1106 新十津川町総進189-1	☎ 0 1 2 5 - 7 6 - 4 0 0 0
	サンヒルズサライ ☎073-1106 新十津川町総進188-5	☎ 0 1 2 5 - 7 6 - 3 0 0 0
上砂川町	上砂川岳温泉 パンケの湯 ☎073-0200 上砂川町上砂川65-106	☎ 0 1 2 5 - 6 2 - 2 5 2 6

由仁町	ユンニの湯 ☎069-1218 由仁町伏見122	☎ 0 1 2 3 - 8 3 - 3 8 0 0
長沼町	ながぬま温泉 ☎069-1312 長沼町東6線北4	☎ 0 1 2 3 - 8 8 - 2 4 0 8
秩父別町	秩父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎078-2102 秩父別町2085	☎ 0 1 6 4 - 3 3 - 2 1 1 6
北竜町	サンフラワーパークホテル ☎078-2511 北竜町板谷163-2	☎ 0 1 6 4 - 3 4 - 3 3 2 1
栗山町	ホテルパラダイスヒルズ ☎069-1508 栗山町湯地91	☎ 0 1 2 3 - 7 2 - 1 1 2 3
沼田町	ほろしん温泉 ほたる館 ☎078-2225 沼田町幌新377	☎ 0 1 6 4 - 3 5 - 1 1 8 8
月形町	月形温泉ホテル ☎061-0502 月形町81-10	☎ 0 1 2 6 - 3 7 - 2 1 8 8
南幌町	なんぽろ温泉 ハート&ハート ☎069-0209 南幌町南9線西15	☎ 0 1 1 - 3 7 8 - 1 1 2 6
浦臼町	浦臼町自然休養村センター うらうす温泉 ☎061-0600 浦臼町キナウスナイ188	☎ 0 1 2 5 - 6 8 - 2 7 2 7

〈上川〉

旭川市	旭川トーヨーホテル ☎070-0037 旭川市7条通7丁目32-12	☎ 0 1 6 6 - 2 2 - 7 5 7 5
	アートホテル旭川 ☎070-0037 旭川市7条通6丁目	☎ 0 1 6 6 - 2 5 - 8 8 1 1
	和風旅館 扇松園 ☎070-8061 旭川市高砂台3丁目8-3	☎ 0 1 6 6 - 6 1 - 5 1 5 4
	東横イン旭川駅前一条通 ☎070-0031 旭川市1条通9-164-1	☎ 0 1 6 6 - 2 7 - 1 0 4 5
	★プレミアホテル-CABIN-旭川 ☎070-0031 旭川市1条通7丁目	☎ 0 1 6 6 - 7 3 - 7 4 3 0
	JRイン旭川 ☎070-0030 旭川市宮下通7丁目2-5	☎ 0 1 6 6 - 2 4 - 8 8 8 8

旭川市	東横イン旭川駅前東口	☎ 0166-25-2045
	℡070-0030 旭川市宮下通11-1176	
士別市	ドーミーイン旭川	〈互助会のみ〉 ☎ 0166-27-5489
	℡070-0035 旭川市5条通6丁目964-1	
名寄市	SHIBETSU Inn 翠月	☎ 0165-29-2233
	℡095-0055 士別市南士別町1871-21	
富良野市	ホテル美し乃湯温泉	☎ 0165-29-2611
	℡095-0019 士別市大通東17丁目3143-215	
名寄市	士別市朝日地域交流センター「和が舎」	☎ 0165-28-2339
	℡095-0401 士別市朝日町中央4039	
富良野市	なよろ温泉 サンピラー	☎ 01654-2-2131
	℡096-0066 名寄市日進	
富良野市	ホテル サンフラトン	☎ 0167-22-5155
	℡076-0032 富良野市若松町1-1	
富良野市	ハイランド ふらの	☎ 0167-22-5700
	℡076-0036 富良野市島の下	
富良野市	コテージゆうゆう	☎ 0167-22-5015
	℡076-0016 富良野市中御料2058	
富良野市	新富良野プリンスホテル	☎ 0167-22-1111
	℡076-8511 富良野市中御料	
富良野市	ラビスタ富良野ヒルズ 〈互助会のみ〉	☎ 0167-23-8666
	℡076-0026 富良野市朝日町5-14	
富良野市	富良野プリンスホテル	☎ 0167-23-4111
	℡076-0034 富良野市北の峰町18-6	
富良野市	CHALET BURLAP FURANUI	☎ 0167-22-2480
	℡076-0034 富良野市北の峰町13-15	
富良野市	ホテル ベルヒルズ	☎ 0167-22-5200
	℡076-0034 富良野市北の峰町20-8	
富良野市	ホテル ナトウールヴァルト富良野	☎ 0167-22-1211
	℡076-0034 富良野市北の峰町14-46	
富良野市	フランティ亭留	☎ 0167-23-8111
	℡076-0035 富良野市学田三区	

富良野市	ペンション あしたや ☎076-0048 富良野市清水山	☎ 0 1 6 7 - 2 2 - 0 0 4 1
比布町	遊湯ぴっぷ ☎078-0327 比布町北7線16	☎ 0 1 6 6 - 8 5 - 4 7 0 0
上川町	層雲閣 ☎078-1792 上川町層雲峠	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 1 1 1
	層雲峠 朝陽亭 ☎078-1795 上川町層雲峠温泉	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 2 4 1
	ホテル大雪 ☎078-1701 上川町層雲峠	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 2 1 1
	層雲峠観光ホテル ☎078-1797 上川町層雲峠	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 1 0 1
	湯元 銀泉閣 ☎078-1701 上川町層雲峠公園まち	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 0 0 3
	朝陽リゾートホテル ☎078-1701 上川町層雲峠温泉	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 9 1 1
	マウントビューホテル ☎078-1701 上川町層雲峠	☎ 0 1 6 5 8 - 5 - 3 0 1 1
	旭岳温泉 ホテルベアモンテ ☎071-1472 東川町旭岳温泉	☎ 0 1 6 6 - 9 7 - 2 3 2 1
	旭岳温泉 ホテルディアバレー ☎071-1472 東川町旭岳温泉	☎ 0 1 6 6 - 9 7 - 2 3 3 1
	湯元 湧駒莊 ☎071-1472 東川町勇駒別旭岳温泉1418	☎ 0 1 6 6 - 9 7 - 2 1 0 1
東川町	ラビスタ大雪山 ☎071-1472 東川町旭岳温泉	☎ 0 1 6 6 - 9 7 - 2 3 2 3
	御やど しきしま荘 ☎071-1473 東川町天人峡温泉	☎ 0 1 6 6 - 9 7 - 2 1 4 1
	森のゆ・花神楽 ☎071-1555 東神楽町25号	☎ 0 1 6 6 - 8 3 - 3 8 0 0
	白金温泉ホテル ☎071-0235 美瑛町白金温泉	☎ 0 1 6 6 - 9 4 - 3 3 3 3

美瑛町	大雪山白金観光ホテル	☎ 0166-94-3111
	☎ 071-0235 美瑛町白金温泉	
	ホテル パークヒルズ	☎ 0166-94-3041
	☎ 071-0235 美瑛町白金温泉	
	森の旅亭 びえい	☎ 0166-68-1500
上富良野町	☎ 071-0235 美瑛町白金10522-1	
	ホテル ラヴニール	☎ 0166-92-5555
	☎ 071-0208 美瑛町本町1丁目9-21	
	カミホロ莊	☎ 0167-45-2970
	☎ 071-0579 上富良野町十勝岳温泉	
中富良野町	湯元凌雲閣	☎ 0167-39-4111
	☎ 071-0500 上富良野町十勝岳温泉	
	富良野ホップスホテル	☎ 0167-45-6511
	☎ 071-0502 上富良野町西2線北25	
	富良野リゾートオリカ	☎ 0167-44-3000
美深町	☎ 071-0706 中富良野町西2線北17	
	スパ&ホテルリゾート ふらのラテーラ	☎ 0167-39-3100
	☎ 071-0701 中富良野町東1線北18	
	びふか温泉	☎ 01656-2-2900
	☎ 098-2366 美深町紋穂内139	
南富良野町	天塩川温泉	☎ 01656-5-3330
	☎ 098-2502 音威子府村咲来919	
	ポンピラアクアリズイング	☎ 01656-7-2400
	☎ 098-2802 中川町中川439-1	
	かなやま湖 ログホテルラーチ	☎ 0167-52-3100
占冠村	☎ 079-2411 南富良野町東鹿越	
	剣淵温泉 レークサイド桜岡	☎ 0165-34-3100
	☎ 098-0341 剣淵町東町5141	
	星野リゾート トマム	☎ 0167-58-1122
	☎ 079-2204 占冠村中トマム	
下川町	下川町宿泊研修交流施設 結いの森	☎ 01655-6-7636
	☎ 098-1204 下川町南町89-2	

〈留萌〉

留萌市	ホテル 神居岩 ☎077-0000	留萌市留萌村カムイワ495 ☎ 0164-42-3500
増毛町	オーベルジュ ましけ ☎077-0217	増毛町別荘217-1 ☎ 0164-53-2222
小平町	ゆったりかん ☎078-3301	小平町小平町458 ☎ 0164-56-9111
	はぼろ温泉 サンセットプラザ ☎078-4113	羽幌町北3条1丁目29 ☎ 0164-62-3800
羽幌町	萬谷旅館 ☎078-3953	羽幌町天壳 ☎ 0164-8-3-5224
	磯乃屋 ☎078-3871	羽幌町焼尻 ☎ 0164-8-2-3511
苦前町	とままえ温泉 ふわっと ☎078-3701	苦前町苦前119-1 ☎ 0164-64-2810
初山別村	岬センター ☎078-4431	初山別村豊岬153-1 ☎ 0164-67-2031
天塩町	てしお温泉 夕映 ☎098-3314	天塩町サラシキ5807-4 ☎ 01632-2-3111

〈宗谷〉

稚内市	国民宿舎 氷雪荘 ☎097-0022	稚内市中央1丁目6-13 ☎ 0162-23-7116
	ドーミーイン稚内 ☎097-0022	〈互助会のみ〉☎ 0162-24-5489 稚内市中央2丁目7-13
浜頓別町	はまとんべつ温泉 ウイング ☎098-5739	浜頓別町クッチャロ湖畔40 ☎ 01634-2-4141
枝幸町	ホテル ニュー幸林 ☎098-5822	枝幸町北幸町1624-2 ☎ 0163-62-4040
	うたのぼりグリーンパークホテル ☎098-5203	枝幸町歌登辺毛内3665 ☎ 0163-68-3101

利尻町	ホテル利尻 ☎097-0401 利尻町沓形富士見町90	☎0163-84-2001
-----	--------------------------------	---------------

〈オホーツク〉

北見市	ホテル黒部 ☎090-0047 北見市北7条西1丁目	☎0157-23-2251
	温根湯ホテル 四季平安の館 ☎091-0194 北見市留辺蘂町温根湯温泉	☎0157-45-2211
	大江本家 ☎091-0170 北見市留辺蘂町温根湯温泉466-1	☎0157-45-2511
	旅館塩別つるつる温泉 ☎091-0163 北見市留辺蘂町滝の湯201	☎0157-45-2225
	サロマ湖 鶴雅リゾート ☎093-0216 北見市常呂町栄浦306-1	☎0152-54-2000
	ノーザンアークリゾートホテル ☎099-2102 北見市端野町2区829	☎0157-56-3399
	★ホテルパコジュニア北見 ☎090-0020 北見市大通東2丁目	☎0157-23-8512
	東横イン北見駅前 ☎090-0040 北見市大通西2-4	☎0157-62-1045
	ドーミーイン北見 〈互助会のみ〉 ☎090-0044 北見市北4条西2丁目7-1	☎0157-23-5489
	網走セントラルホテル ☎093-0012 網走市南2条西3丁目7	☎0152-44-5151
網走市	ホテル 網走湖荘 ☎099-2421 網走市呼人78	☎0152-48-2311
	天都の宿 網走観光ホテル ☎099-2492 網走市呼人23-3	☎0152-48-2121
	北天の丘 あばしり湖 鶴雅リゾート ☎099-2421 網走市呼人159	☎0152-48-3211
	オーベルジュ 北の暖暖 ☎093-0045 網走市大曲39-17	☎0152-45-5963

網走市	ドーミーイン網走 〈互助会のみ〉 ☎ 0152-45-5489 ☎093-0012 網走市南2条西3丁目1-1
	東横インオホーツク・網走駅前 ☎ 0152-45-1043 ☎093-0046 網走市新町1-3-3
紋別市	紋別プリンスホテル ☎ 0158-23-5411 ☎094-0004 紋別市本町7丁目3-26
	紋別セントラルホテル ☎ 0158-23-3111 ☎094-0011 紋別市港町7丁目1-58
津別町	ランプの宿 森つべつ ☎ 0152-76-3333 ☎092-0222 津別町上里738
	ルートイングランティア知床～斜里駅前～ ☎ 0152-22-1700 ☎099-4112 斜里町港町16-10
斜里町	知床ノーブルホテル ☎ 0152-22-5211 ☎099-4355 斜里町ウトロ東3
	北こぶし知床ホテル&リゾート ☎ 0152-24-2021 ☎099-4355 斜里町ウトロ東172
	知床第一ホテル ☎ 0152-24-2334 ☎099-4351 斜里町ウトロ香川306
	キキ知床ナチュラルリゾート ☎ 0152-24-2104 ☎099-4351 斜里町ウトロ香川192
	ホテル知床 ☎ 0152-24-2131 ☎099-4351 斜里町ウトロ香川37
	ホテル 地の涯 ☎ 0152-24-2331 ☎099-4356 斜里町岩尾別温泉内
清里町	ホテル清さと ☎ 0152-25-2060 ☎099-4401 清里町上斜里815-8
	ホテル緑清荘 ☎ 0152-25-2281 ☎099-4405 清里町羽衣町31
置戸町	おかげと勝山温泉ゆうゆコテージ ☎ 0157-54-2211 ☎099-1254 置戸町常元1-5
佐呂間町	海山美味の宿 サロマ湖 悠林館 ☎ 01587-2-1511 ☎093-0421 佐呂間町浪速118-1

滝上町	たきのうえホテル渓谷 ☎099-5604 滝上町元町	☎ 0158-29-3399
小清水町	小清水町ふれあいセンター ☎099-3631 小清水町小清水683-1	☎ 0152-62-3020
遠軽町	生田原温泉 ノースキング ☎099-0701 遠軽町生田原871-4	☎ 0158-45-2336
	マウレ山荘 ☎099-0213 遠軽町丸瀬布上武利172	☎ 0158-47-2170
西興部村	ホテル 森夢 (リム) ☎098-1501 西興部村西興部492	☎ 0158-87-2000
雄武町	ホテル日の出岬 ☎098-1703 雄武町沢木346-3	☎ 0158-85-2626

〈胆振〉

苫小牧市	グランドホテル ニュー王子 ☎053-0022 苫小牧市表町4丁目3-1	☎ 0144-31-3115
	ドーミーイン苫小牧 <互助会のみ> ☎053-0023 苫小牧市錦町2丁目1-22	☎ 0144-32-5489
	新苫小牧プリンスホテル「和~なごみ~」 ☎053-0045 苫小牧市双葉町3丁目2-8	☎ 0570-026576
	東横イン苫小牧駅前 ☎053-0027 苫小牧市王子町3-2-21	☎ 0144-32-1045
室蘭市	室蘭プリンスホテル ☎051-0011 室蘭市中央町1丁目4-9	☎ 0143-22-5555
	ドーミーイン東室蘭 <互助会のみ> ☎050-0074 室蘭市中島町2丁目30-11	☎ 0143-41-5489
	第二プリンスホテル室蘭ビュー ☎051-0022 室蘭市海岸町1丁目20-18	☎ 057002-6576
登別市	第一滝本館 ☎059-0595 登別市登別温泉町55	☎ 0143-84-2111
	滝本イン ☎059-0551 登別市登別温泉町76	☎ 0143-84-2205

	名湯の宿パークホテル雅亭	
	旅亭花ゆら	☎ 0143-84-2335
	〠059-0551 登別市登別温泉町100	
	登別 石水亭	☎ 0143-84-2255
	〠059-0596 登別市登別温泉町203-1	
	登別グランドホテル	☎ 0143-84-2101
	〠059-0592 登別市登別温泉町154	
	滝乃家別館 玉乃湯	☎ 0143-84-3333
	〠059-0551 登別市登別温泉町31	
	御やど 清水屋	☎ 0143-84-2145
	〠059-0551 登別市登別温泉町173	
	ホテル まほろば	☎ 0143-84-2211
	〠059-0551 登別市登別温泉町65	
登 别 市	登別万世閣	☎ 0143-84-3500
	〠059-0551 登別市登別温泉町21	
	花鐘亭 はなや	☎ 0143-84-2521
	〠059-0551 登別市登別温泉町134	
	ホテルゆもと登別	☎ 0143-84-2277
	〠059-0551 登別市登別温泉町29-17	
	登別温泉郷 滝乃家	☎ 0143-84-2222
	〠059-0551 登別市登別温泉町162	
	望楼NOGUCHI登別	☎ 0570-026-570
	〠059-0551 登別市登別温泉町200-1	
伊 達 市	オロフレ荘	☎ 0143-84-2861
	〠059-0553 登別市カルルス町7	
	鈴木旅館	☎ 0143-84-2285
	〠059-0553 登別市カルルス町12	
	森の湯 山静館	☎ 0143-84-2856
	〠059-0553 登別市カルルス町16	
伊 達 市	湯元 ホロホロ山荘	☎ 0142-68-6321
	〠052-0316 伊達市大滝区北湯沢温泉町34	

伊達市	緑の風リゾート きたゆざわ ☎ 0142-68-8126 ☎052-0316 伊達市大滝区北湯沢温泉町300-2
	きたゆざわ森のソラニワ ☎ 0142-68-6677 ☎052-0316 伊達市大滝区北湯沢温泉町300-7
	ホテル グランドトーヤ ☎ 0142-75-2288 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉144
洞爺湖町	洞爺観光ホテル ☎ 0142-75-2111 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉33
	洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラス ☎ 0142-73-3500 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉21
	ゆとりろ洞爺湖 ☎ 0142-75-2361 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉78
	洞爺 湖畔亭 ☎ 0142-75-2211 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉7-8
	北海ホテル ☎ 0142-75-2325 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉147
	ザレイクビューTOYA乃の風リゾート ☎ 0142-75-2600 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉29-1
	ザ・ワインザーホテル洞爺リゾート&スパ ☎ 0142-73-1111 ☎049-5722 洞爺湖町清水
	洞爺サンパレスリゾート&スパ ☎ 0142-75-1111 ☎049-5731 壮瞥町洞爺湖温泉7-1
	湯人家 ☎ 0142-65-2225 ☎052-0113 壮瞥町蟠溪8-10
豊浦町	天然豊浦温泉 しおさい ☎ 0142-83-1126 ☎049-5415 豊浦町浜町地先海浜地
白老町	ホテル ほくよう ☎ 0144-87-2345 ☎059-0642 白老町竹浦121-41
	ホテル いづみ ☎ 0144-87-2621 ☎059-0641 白老町虎杖浜312-1
	海の別邸 ふる川 ☎ 0144-87-6111 ☎059-0641 白老町虎杖浜289-3

白老町	虎杖浜温泉ホテル ☎059-0641 白老町虎杖浜73-5	☎ 0 1 4 4 - 8 2 - 8 2 6 7
厚真町	こぶしの湯 あつま ☎059-1605 厚真町本郷229-1	☎ 0 1 4 5 - 2 6 - 7 1 2 6
むかわ町	ホテル 四季の風 ☎054-0042 むかわ町美幸3丁目3-1	☎ 0 1 4 5 - 4 2 - 4 1 7 1

〈日高〉

日高町	沙流川温泉 ひだか高原荘 ☎055-2315 日高町富岡444-1	☎ 0 1 4 5 7 - 6 - 2 2 5 8
新冠町	ホテルヒルズ ☎059-2418 新冠町西泊津16-3	☎ 0 1 4 6 - 4 7 - 2 1 0 0
新ひだか町	ホテルローレル ☎056-0016 新ひだか町静内本町1丁目1-1	☎ 0 1 4 6 - 4 2 - 7 2 1 1
	みついし昆布温泉 蔵三 ☎059-3233 新ひだか町三石鳧舞162	☎ 0 1 4 6 - 3 4 - 2 3 0 0
浦河町	浦河ウエリントンホテル ☎057-0013 浦河町大通3丁目40-1	☎ 0 1 4 6 - 2 2 - 8 8 8 8
	うらかわ優駿ビレッジ AERU ☎057-0171 浦河町西舎141-40	☎ 0 1 4 6 - 2 8 - 2 1 1 1
平取町	びらとり温泉ゆから ☎055-0101 平取町二風谷92-6	☎ 0 1 4 5 7 - 2 - 3 2 8 0
様似町	ホテルアポイ山荘 ☎058-0004 様似町平宇479-7	☎ 0 1 4 6 - 3 6 - 5 2 1 1

〈十勝〉

帯広市	森のスパリゾート北海道ホテル ☎080-0017 帯広市西7条南19丁目1	☎ 0 1 5 5 - 2 1 - 0 0 0 1
	ホテル日航ノースランド帯広 ☎080-0012 帯広市西2条南13丁目1	☎ 0 1 5 5 - 2 4 - 1 2 3 4
	★プレミアホテル-CABIN-帯広 ☎080-0011 帯広市西1条南11丁目	☎ 0 1 5 5 - 6 6 - 4 2 0 5

帯広市	★ホテルパコ帯広駅前	☎ 0155-21-8585
	☎ 080-0010 帯広市大通南12丁目1-3	
	★ホテルパコ帯広中央	☎ 0155-22-8585
	☎ 080-0011 帯広市西1条南9丁目仲通り	
	帯広天然温泉 ふく井ホテル	☎ 0155-25-1717
音更町	☎ 080-0011 帯広市西1条南11丁目19-1	
	ドーミーイン帯広 〈互助会のみ〉	☎ 0155-21-5489
	☎ 080-0012 帯広市西2条南9丁目11-1	
	東横インとかち・帯広駅前	☎ 0155-27-1045
	☎ 080-0014 帯広市西4条南11-2	
士幌町	ホテル大平原	☎ 0155-46-2121
	☎ 080-0263 音更町十勝川温泉南15丁目1	
	十勝川温泉 富士ホテル	☎ 0155-46-2201
	☎ 080-0263 音更町十勝川温泉南14丁目1	
	笛井ホテル	☎ 0155-46-2211
上士幌町	☎ 080-0262 音更町十勝川温泉北15丁目1	
	十勝川温泉 第一ホテル	☎ 0155-46-2231
	☎ 080-0261 音更町十勝川温泉南12丁目1	
	十勝川温泉 観月苑	☎ 0155-46-2001
	☎ 080-0263 音更町十勝川温泉南14丁目2	
鹿追町	しほろ温泉 プラザ緑風	☎ 01564-5-3630
	☎ 080-1285 士幌町下居辺西2線134	
	糠平館観光ホテル	☎ 01564-4-2210
	☎ 080-1403 上士幌町ぬかびら源泉郷北区48-1	
	糠平温泉 中村屋	☎ 01564-4-2311
	☎ 080-1403 上士幌町ぬかびら源泉郷	
	ペンション森のふくろう	☎ 01564-4-2013
	☎ 080-1403 上士幌町ぬかびら源泉郷南区27	
	カミシホロホテル	☎ 01564-7-7266
	☎ 080-1408 上士幌町字上士幌東3線237-30	
	然別湖畔温泉ホテル風水	☎ 0156-67-2211
	☎ 081-0344 鹿追町然別湖畔	

新得町	国民宿舎 東大雪荘	☎ 0156-65-3021
	℡ 081-0154 新得町屈足トムラウシ	
	湯宿くったり温泉 レイク・イン	☎ 0156-65-2141
	℡ 081-0154 新得町屈足808	
	サホロリゾートホテル	☎ 0156-64-7111
幕別町	℡ 081-0039 新得町狩勝高原	
	山の交流館 とむら	☎ 0156-65-2000
	℡ 081-0154 新得町屈足トムラウシ337	
	のんびり宿 スロウ inn 楓	☎ 0156-64-4888
	℡ 081-0035 新得町上佐幌西1線38-8	
本別町	幕別パークホテル 悠湯館	☎ 0155-56-4321
	℡ 089-0571 幕別町依田126	
	十勝幕別温泉 グランヴィリオホテル	☎ 0155-56-2121
	℡ 089-0571 幕別町依田384	
	十勝ナウマン温泉 ホテルアルコ	☎ 01558-8-3111
足寄町	℡ 089-1701 幕別町忠類白銀町384-1	
	ホテル和さび	☎ 0156-28-0141
	℡ 089-3334 本別町北4条4丁目4-3	
	芽登温泉	☎ 0156-26-2119
	℡ 089-3872 足寄町芽登2979	

〈釧路〉

釧路市	ANAクラウンプラザホテル釧路	☎ 0154-31-4111
	℡ 085-0016 釧路市錦町3-7	
	山花温泉 リフレ	☎ 0154-56-2233
	℡ 084-0928 釧路市山花14線131	
	阿寒の森 鶴雅リゾート 花ゆう香	☎ 0154-67-2500
	℡ 085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目6-1	
	ニュー阿寒ホテル	☎ 0154-67-2121
	℡ 085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目8-8	
	ホテル阿寒湖荘	☎ 0154-67-2231
	℡ 085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目5-10	

	あかん遊久の里 鶴雅 あかん湖 鶴雅ウィングス ☎ 0154-67-4000 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目6-10
	あかん鶴雅別荘 鄰の座 ☎ 0154-67-5500 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目8-1
	サークルハウス 赤いベレー ☎ 0154-66-2330 ☎085-0245 釧路市阿寒町上阿寒23線36-1
	ホテル御前水 ☎ 0154-67-2031 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目5-1
釧路市	ラビスタ阿寒川 <互助会のみ> ☎ 0154-67-5566 ☎085-0468 釧路市阿寒町オクルシュベ3-1
	★ホテルパコ釧路 ☎ 0154-23-8585 ☎085-0014 釧路市末広町2丁目
	ドーミーインPREMIUM釧路 <互助会のみ> ☎ 0154-31-5489 ☎085-0015 釧路市北大通2-1
	釧路プリンスホテル ☎ 0154-31-1111 ☎085-0017 釧路市幸町7-1
	東横イン釧路十字街 ☎ 0154-23-1045 ☎085-0015 釧路市北大通7-2-1
標茶町	ホテル テレーノ気仙 ☎ 015-485-2030 ☎088-2303 標茶町桜8丁目38
鶴居村	グリーンパークつるい ☎ 0154-64-2221 ☎085-1201 鶴居村鶴居北1丁目5
弟子屈町	川湯観光ホテル ☎ 015-483-2121 ☎088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-30
	屈斜路プリンスホテル ☎ 015-484-2111 ☎088-3395 弟子屈町屈斜路温泉

弟子屈町	お宿 欣喜湯	☎ 015-483-2211
	℡ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目5-10	
	K K R かわゆ	☎ 015-483-2643
	℡ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-15	
	きらの宿 すばる	☎ 015-482-2224

℡ 088-3331 弟子屈町美留和原野286-41

お宿 欣喜湯 別邸 忍冬 ☎ 015-483-2211

℡ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-3

〈根室〉

中標津町	トヨーグランドホテル	☎ 0153-73-1234
	℡ 086-1060 中標津町東20条北1丁目	
	湯宿だいいち	☎ 0153-78-2131
	℡ 088-2684 中標津町養老牛518	
	中標津保養所温泉旅館	☎ 0153-72-0368
	℡ 086-1060 中標津町東20条北8丁目4	
標津町	標津川温泉 ぶるけの館 ホテル川畑	☎ 0153-82-2006
	℡ 086-1653 標津町南3条西1丁目1-3	
羅臼町	羅臼の宿まるみ	☎ 0153-88-1313
	℡ 086-1841 羅臼町八木浜町24	

〈道外〉

公立学校共済組合宿泊施設

岩手県	盛岡宿泊所 サンセール盛岡	☎ 019-651-3322
	℡ 020-0883 岩手県盛岡市志家町1-10	
宮城県	仙台宿泊所 ホテル白萩	☎ 022-265-3411
	℡ 098-0012 宮城県仙台市青葉区錦町2丁目2-19	
福島県	飯坂保養所 あづま荘	☎ 024-542-3381
	℡ 960-0201 福島県福島市飯坂町字中ノ内1-1	

公立学校共済

◆公立学校共済組合宿泊施設一覧

(指定宿泊利用補助券は●印のみ使用できます。)

県名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
北海道	北海道地方 ●札幌宿泊所 「ホテルライフオート札幌」	064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目	(011) 521-5211
岩手	東北地方 ●盛岡宿泊所 「サンセール盛岡」	020-0883 盛岡市志家町1-10	(019) 651-3322
宮城	●仙台宿泊所 「ホ テ ル 白 萩」	980-0012 仙台市青葉区錦町2丁目2-19	(022) 265-3411
福島	●飯坂保養所 「あ づ ま 荘」	960-0201 福島市飯坂町字中ノ内1-1	(024) 542-3381
	関東甲信越地方		
茨城	水戸宿泊所 「ホテルレイクビュー水戸」	310-0015 水戸市宮町1-6-1	(029) 224-2727
埼玉	埼玉宿泊所 「ホテルブリランテ武蔵野」	330-0081 さいたま市中央区新都心2-2	(048) 601-5555
千葉	千葉宿泊所 「ホテルポートプラザちば」	260-0026 千葉市中央区千葉港8-5	(043) 247-7211
長野	長野宿泊所 「ホ テ ル 信 濃 路」	380-0936 長野市中御所岡田町131-4	(026) 226-5212
	浅間温泉保養所 「み や ま 荘」	390-0303 松本市浅間温泉3丁目28-6	(0263) 46-1547
神奈川	箱根保養所 「ひ め し ゃ ら」	250-0631 足柄下郡箱根町仙石原1245	(045) 210-8165

県名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
	東海・北陸地方		
愛知	名古屋宿泊所 「ホテルルブラ王山」	464-0841 名古屋市千種区覚王山通8丁目18	(052) 762-3151
三重	津宿泊所 「プラザ洞津」	514-0042(令和4年9月30まで休業予定) 津市新町1丁目6-28	(059) 227-3291
岐阜	岐阜宿泊所 「ホテルグランヴュール岐山」	500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通6-14	(058) 263-7111
富山	富山宿泊所 「パレブラン高志会館」	930-0018 富山市千歳町1丁目3-1	(076) 441-2255
	立山保養所 「立山高原ホテル」	930-1413(営業期間は4月中旬から11月上旬までとなります。 中部山岳国立公園立山天狗平	(076) 463-1014
	近畿地方		
京都	嵐山保養所 「花のいえ」	616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	(075) 861-1545
奈良	奈良宿泊所 「ホテルリガーレ春日野」	630-8113 奈良市法蓮町757-2	(0742) 22-6021
和歌山	和歌山宿泊所 「ホテルアバローム紀の国」	640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2	(073) 436-1200
大阪	大阪宿泊所 「ホテルアヴィーナ大阪」	543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	(06) 6772-1441
兵庫	神戸宿泊所 「ホテル北野プラザ六甲荘」	650-0002 神戸市中央区北野町1丁目1-14	(078) 241-2451
	中国地方		
鳥取	鳥取宿泊所 「白兎会館」	680-0833 鳥取市末広温泉町556	(0857) 23-1021
島根	松江宿泊所 「サンラポーむらくも」	690-0887 松江市殿町369	(0852) 21-2670
岡山	岡山宿泊所 「ピュアリティまきび」	700-0907 岡山市北区下石井2丁目6-41	(086) 232-0511

県名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
山 口	山口宿泊所 「セントコア山口」	753-0056 山口市湯田温泉3丁目2-7	(083) 922-0811
	四国地方		
愛 媛	道後宿泊所 「にぎたつ会館」	790-0858 松山市道後姫塚118-2	(089) 941-3939
高 知	高知宿泊所 「高知会館」	780-0870 高知市本町5丁目6-42	(088) 823-7123
	九州地方		
福 岡	北九州宿泊所 「小倉リーセントホテル」	803-0811 北九州市小倉北区大門1丁目1-17	(093) 581-5673
	福岡宿泊所 「福岡リーセントホテル」	812-0053 福岡市東区箱崎2丁目52-1	(092) 641-7741
佐 賀	佐賀宿泊所 「グランデはがくれ」	840-0815 佐賀市天神2丁目1-36	(0952) 25-2212
長 崎	長崎宿泊所 「ホテルセントヒル長崎」	850-0052 長崎市筑後町4-10	(095) 822-2251
熊 本	熊本宿泊所 「水前寺共済会館グレーシア」	862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目33-18	(096) 383-1281
大 分	別府保養所 「豊 泉 荘」	874-0902 別府市青山町5-73	(0977) 23-4281
鹿児島	鹿児島宿泊所 「ホテルウェルビューかごしま」	890-0062 鹿児島市与次郎2丁目4-25	(099) 206-3838

〈参考〉

教育庁教職員局福利課事項

◆勤労者財産形成貯蓄

次の職員を対象に給与からの法定控除事務を行っております。なお、財形年金及び財形住宅については55歳未満の職員となります。

- ア. 北海道教育委員会及び各教育機関の職員
- イ. 道立学校の職員
- ウ. 市町村立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び定時制高校の職員（札幌市を除く）
- エ. その他、北海道教育委員会が給与を負担している職員
(ただし、育児代替、産休代替及び期限付職員等は除く)

〔財形貯蓄の種類〕

種類	一般財形	年金財形	住宅財形
	在職中に積立て、1年経過後にいつでも払い戻しできる貯蓄です。	在職中に積立て、60歳以降年金形式で受け取る貯蓄です。	住宅の取得等のために資金づくりを目的とした貯蓄です。
加入資格	年齢制限はありません。	加入申込時満55歳未満の方	
契約数		1人各1契約まで	
積立期間	3年以上	5年以上	
積立方法	給与からの積立〔6月及び12月末・勤勉手当からも可能・千円単位〕		
非課税限度額	利子に一律20%課税	元利合計550万円（郵貯、保険型は払込限度で385万円まで） 両方に加入する場合は合計で550万円まで	元利合計550万円（保険型は払込限度で550万円まで）
一部払戻	1年経過後、払戻ができます。	できません。	二段階払戻ができます。
申し込みの時期等	1 新規加入：年2回（5月10日～6月5日及び11月5日～12月5日） 2 金額変更の募集：年1回（11月5日～12月5日） 3 解約、中断、再開及びその他の変更：随時提出することができます。 ただし、契約金融機関等を経由して給料支払日の30日前までに福利課へ		

提出されていること。
※手続書類は契約金融機関等でご用意しています。

- (注) 1 加入者が海外勤務となったときには、自動的に財形貯蓄は中断されます。継続を希望する場合は事前に福利課までご連絡ください。
- 2 海外勤務が2年以上となる場合「海外転勤者の財形非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書」を金融機関に提出してください。
- 3 異動等により住所変更等があった場合には、必ず契約金融機関等へ連絡してください。
- 4 年金財形及び住宅財形に係る新規申込み及び氏名・住所変更等の場合は個人番号の確認が必要なため、個人番号カード等の写しを教職員局福利課へ提出すること。

◆個人型確定拠出年金(通称「iDeCo」)

令和4年5月1日より65歳未満の次の職員が加入できることとなっており、道教委福利課では事業主としての証明事務を行っています。

ア. 北海道教育委員会事務局職員

イ. 道立学校の職員

ウ. 市町村立小学校・中学校、義務教育学校及び定時制高校の職員（札幌市を除く）

(注) 札幌市立学校、小・中学校を除く市町村立学校につきましては各市町村教育委員会に照会してください。

エ. 非常勤職員及び臨時職員

※ 年末調整について

個人型確定拠出年金として納付した掛金は、全額所得控除されますので年末調整時に必要な手続きを行ってください。

公立学校共済組合北海道支部の組織

(事務局)〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

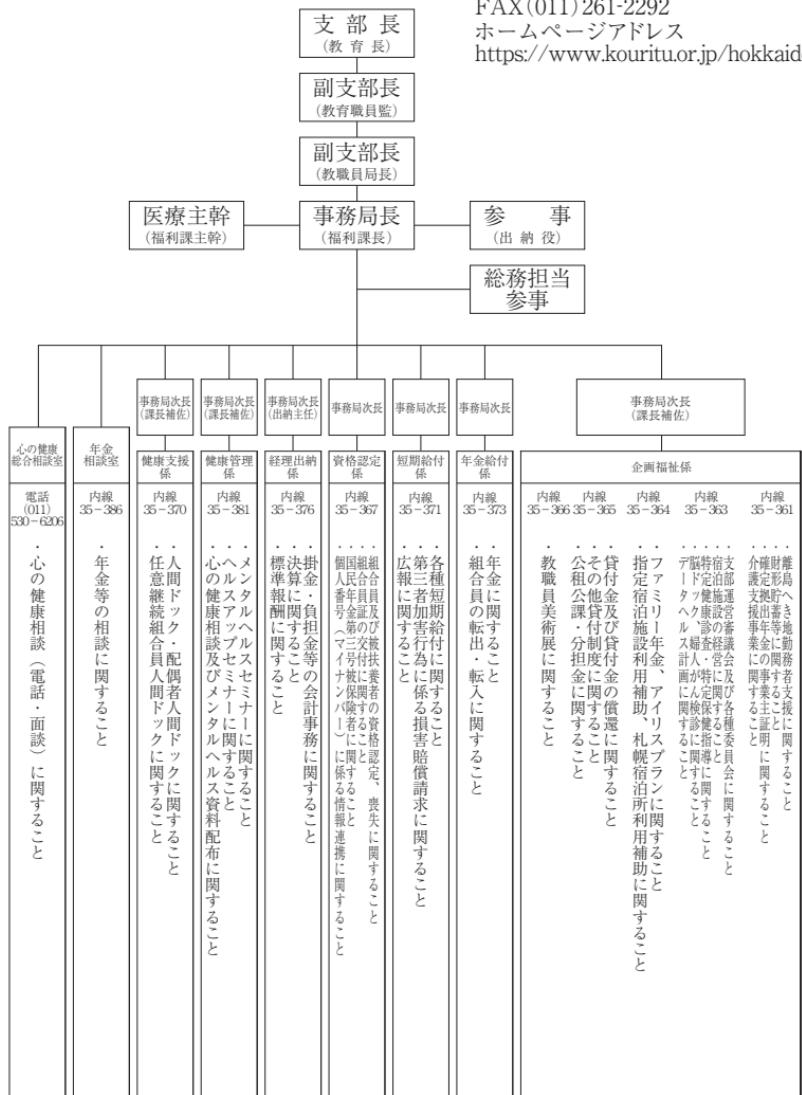
北海道教育庁教職員局福利課内

TEL(011)231-4111(道序代表)

FAX(011)261-2292

ホームページアドレス

<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/>



一般財団法人 北海道公立学校教職員互助会の組織

(事務局)〒060-8560

札幌市中央区北1条西6丁目2番地

損保ジャパン札幌ビル5階

TEL(011)271-5225(代表)

TEL(011)211-6825(情報システムG直通)

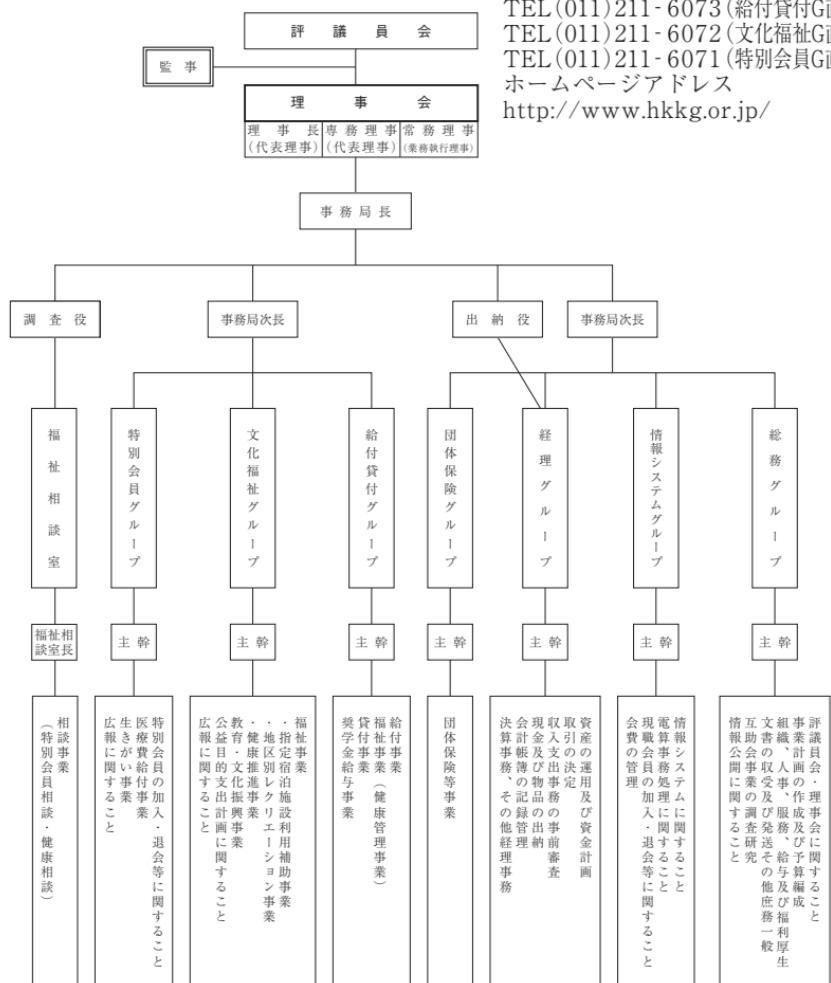
TEL(011)271-2465(団体保険G直通)

TEL(011)211-6073(給付貸付G直通)

TEL(011)211-6072(文化福祉G直通)
TEL(011)211-6071(特別企画G直通)

TEL(011)211-6071(フ
トーリー・ゼロ七一)

示=云ハニシアトレス
<http://www.hlklogon.jp/>





令和 5 年度版
公立学校共済組合北海道支部
一般
財団法人 北海道公立学校教職員互助会